

研究紀要『教育実践研究』別冊

ファカルティ・ディベロップメント研究報告書
教員養成大学としての教育のあり方(3)
第2分冊

障害のある学生への支援 - 福岡教育大学の取り組み -

平成14年3月

福岡教育大学
FD研究会
障害児教育・通常教育関連分科会

障害のある学生への支援

- 福岡教育大学の取り組み -

平成14年3月

福岡教育大学

F D研究会

障害児教育・通常教育関連分科会

執筆者一覧

執筆者一覧（五十音順。カッコ内は執筆個所。）

石坂 郁代	障害児教育講座（	1、2、	1）
太田 富雄	障害児教育講座（	4（1）、	2、2）
大平 壇	障害児教育講座（	4（2）、	1）
木舩 憲幸	障害児教育講座（		）
見上 昌睦	障害児教育講座（	1）	
納富 恵子	障害児教育講座（	2）	
南出 好史	障害児教育講座（	4（1）	）
宮田 正和	保健管理センター（	3）	

は編集幹事。

研究会分科会メンバー一覧

F D 研究会障害児教育・通常教育関連分科会メンバー（五十音順）

石坂 郁代*	太田 富雄**	大平 壇*	木舩 憲幸*	金 泰泳***
見上 昌睦*	納富 恵子*	前田 眞證***	南出 好史*	

（ *障害児教育講座 ** 障害児治療教育センター ***教育実践総合センター ）

はじめに

本報告書は「平成 13 年度福岡教育大学 FD 研究報告書」の中から、「 . 分科会研究報告、1 . 障害児教育・通常教育関連分科会研究報告」について別冊としてまとめたものである。本報告書別冊の作成に至った経過、意義及び内容について簡単に紹介する。

近年、大学において FD に関する議論と取り組みが大きな課題となっている。福岡教育大学においても、教職員の資質向上をはかるべく平成 13 年 4 月に第 1 回福岡教育大学 FD 研究会が開催された。これが全学的な組織としての取り組みの第 1 歩といえる。もちろん、それまでも教職員個々の取り組み、有志グループの取り組み等が地道に行われていたが、全学的・組織的・体系的な取り組みには至っていなかった。その意味で、第 1 回福岡教育大学 FD 研究会が開催されて、その場で「全学的な FD の推進に寄与する方向性が了承された」ことは福岡教育大学における FD 推進にとって大きな意義があったといえる。また、FD 研究会は FD に関する様々な課題に取り組むために、6 つの分科会を設置して、連携をとりながらそれぞれの課題に取り組んできた。分科会名について紹介すると、「教養教育分科会」、「教育実習関連分科会」、「教職基礎・教科教育連携分科会」、「教科専門・教科教育連携分科会」、「授業評価活用分科会」および「障害児教育・通常教育関連分科会」である。各分科会はそれぞれ会合を重ねて、平成 13 年度の研究テーマの決定とそれに基づく研究を行ってきた。

障害児教育・通常教育関連分科会では、平成 13 年度の研究テーマを「障害のある学生への支援 - 福岡教育大学の取り組み - 」に決定して、研究に取り組んできた。分科会としての公式的会合の開催は 2 回であったが、研究メンバーは非公式ながら日常的に連絡を取り合って精力的に研究を推進してきた。その結果、平成 14 年 3 月 8 日開催の「福岡教育大学 FD 研修会」において、他の分科会と共に研究テーマに関する発表を行うことができた。さらに、発表の内容をこのような研究報告書として公表できるに至った。研究を行うにあたっては、福岡教育大学が過去に対応してきた障害のある学生への支援に関する事務記録の検索、過去の対応に関する当時の関係者へのインタビュー等々で、事務局、学生センター、保健管理センター、障害児治療教育センターおよび関係各講座には多大なご協力をいただいた。ここに記して謝意を表する次第である。

さて、本報告書の内容であるが、福岡教育大学における障害のある学生への支援について、これまでの経過、現状およびこれからの支援の方向性を中心にまとめた。なお、世界と日本における障害者施策の動向および他大学の取り組みについても簡単ではあるが資料をまとめた。これらの資料に基づいて、本学における取り組みを広い視野で見つめ直すことが可能である。また、そのような広い視野に基づいた取り組みが必要であると考えている。

ここで研究テーマである「障害者への支援がある大学」に関連する時代の潮流について、「障害者の完全な社会参加の推進」という観点から簡単にまとめてみる。日本の「障害者の完全な社会

参加」へ向けての取り組みの具体的な一例として、「欠格条項の撤廃」があげられる。2001年には医師、看護師、薬剤師などの国家資格・免許に関して視覚障害者や聴覚障害者を排除していた欠格条項が撤廃された。教員養成大学に直接関係する事柄としては、1979年の民法改正において「準禁治産者の定義から聾者、啞者、盲者の文言が削除」され、盲者および聾者も教員になれる道が開かれた。以後、全国的に盲者および聾者が教員として採用される事例が少しずつではあるが増えてきている。平成14年度には、いくつかの自治体で公立学校教員採用候補者選考試験において、障害者を対象とした採用定数枠を設定して特別選考を行っている。このような時代の潮流の中で、教員養成大学としての福岡教育大学における「障害のある学生への支援」の在り方を問い直してみることは、大きな意義がある。

今回の「障害のある学生への支援 - 福岡教育大学の取り組み - 」の研究が、教員養成大学あるいは広く大学全般における「障害のある学生への支援」、さらには「障害者の完全な社会参加」にいささかでも寄与できることを願っている。しかし、この研究はまだ緒についたばかりである。多くの方のご支援とご批判をお願いしたい。

平成14年3月

福岡教育大学 南出好史

目次

はじめに

問題の所在と本報告書の概要	1
. 日本と世界の障害者施策と障害児教育の動向	2
1 . 日本と世界の障害者施策と障害児教育の動向	2
2 . 世界における障害者施策と障害児教育の動向に関する主な事項の説明	2
(1) アメリカ合衆国の全障害児教育法(1975)	2
(2) 英国(1981)の Special Educational Needs (特別な教育的ニーズ) という考え方	2
(3) ユネスコのサマランカ宣言(1994)	3
(4) 韓国の特殊教育振興法と大統領令(1994)	3
3 . 日本における障害者施策と障害児教育の動向に関する主な事項の説明	3
(1) 特殊教育 100 年(1978)	3
(2) 障害者基本法および障害者対策に関する新長期計画(1993)	3
(3) 養護学校義務制(1979)	5
(4) 通級による指導の開始(1993)	5
1) 通級による指導とは	
2) 法的根拠	
3) 通級による指導の対象となる障害	
4) 設置の形態	
5) 意義	
(5) 障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略(1995)	6
(6) 交通バリアフリー法成立(2000)	6
(7) 21世紀の特殊教育の在り方に関する最終報告(文部科学省, 2001)	6
4 . 日本のバリアフリー施策に関する動向	7
(1) 全般的動向	7
(2) まちづくりに関する動向	8
5 . 障害者を職業などから除外する欠格条項をもつ法律の改訂経過	13
6 . 教員免許状取得および教員採用の制限	16
. 本学のこれまでの取り組み	19
1 . 学生センターの取り組み	19
2 . 受験者への入試係の取り組み	19
3 . 保健管理センターの取り組み	20

4 . これまでの障害学生への取り組み例	21
(1) 聴覚障害のある学生	21
1) Aさん [昭和 51 年入学 / 障害児教育]	
2) Bさん [平成 2 年入学 / 障害児教育]	
3) Cさん [平成 9 年入学 / 総合芸術 (美術)]	
(2) 身体障害のある学生	21
1) Dさん [昭和 55 年入学 / 小学校・体育]	
2) Eさん [昭和 61 年入学 / 小学校・数学]	
3) Fさん [平成 3 年入学 / 障害児教育]	
4) その他の学生	
5) 身体障害のある学生への対応	
a . 身体障害に対する学内施設・設備の対応状況	
b . 特別体育	
c . 教育実習に際しての事前相談	
d . 教員採用試験に際しての対応	
. 本学の現在の取り組み	27
1 . 視覚障害のある学生に対する全学的取り組み	27
(1) 入試までの経過	27
(2) 入学決定後の対応	27
(3) 支援の内容	28
(4) 音楽教育講座の取り組み (音楽教育講座：主任吉田由布子先生のインタビュー)	28
(5) 視覚障害のある学生のインタビュー	29
2 . 他機関との情報交換 (S C S)	29
. 他大学の取り組み	30
1 . 国内	30
(1) 日本福祉大学	30
1) 障害学生に対する取り組みの歴史	
2) 学内生活	
3) 学習生活	
4) 学内施設	
5) 学外生活	
6) 進路と就職	
(2) 立命館大学	33

(3) 関西学院大学	33
(4) 国立大学における現状	34
1) 障害学生の受け入れ体制の整備	
2) 障害学生のための施設・設備の整備	
3) 障害学生の授業・学生生活に関する支援体制の整備	
4) 教官への支援体制の整備	
5) ボランティア等の支援体制の整備と一般学生に対する啓蒙	
6) 卒業後の進路開拓	
7) まとめ	
(5) 全国障害学生支援センター	36
2. 国外	37
(1) 米国の大学における障害のある学生の実態 - 学習障害の学生への支援を中心に -	38
1) ウィスコンシン州立大学オシコシ校における LD 学生支援プログラム (Project Success program) について	
2) 日本の大学における障害のある学生支援への示唆	
(2) 英国 Open University の障害のある学生への支援	43
. これからの取り組みの課題	45
1. 学内の整備・対応	45
(1) 全学的に一人ひとりの意識を高める	45
(2) 大学構内の施設・設備の障害者対応の充実 (本学構内施設・設備のバリアの解消)	45
(3) 授業の改善：障害者への対応	49
(4) 人的資源の充実	49
(5) 「障害のある学生支援懇談会」を「障害のある学生支援室 (仮称)」へ	50
(6) パーチャル・ユニバーシティ等の通信による教育・支援システム	51
(7) 国内他大学、国外他大学の先進事例に学ぶ	51
2. 諸機関との連携	51
(1) 教材・コンテンツ	51
(2) 外部からの支援者派遣	51
(3) 九州ネットワーク構想	51
資料 1 聴覚障害のある学生 (A さん) の新聞記事	53
資料 2 全学の教官への依頼文書	54
資料 3 視覚障害のある学生の履修支援の手引き	56

資料4	障害のある学生の支援懇談会の学長裁定	70
資料5	視覚障害のある学生の支援のための授業アンケート集計結果.....	71
資料6	女子学生寮の寮務委員会作成の寮生向けのマニュアル.....	75

謝辞（協力者一覧）

終わりに

問題の所在と本報告書の概要

現在、福岡教育大学が「障害者への支援がある大学」として存在することが求められている。障害のある学生は、学ぶ意志がありながら様々な制約を受けてきている。さらにいえば、「顕在化されていない志願者」としての障害者の存在にも注目すべきである。入試をふくめた入学前から、大学の人的環境・物的環境などの様々な制約のために受験を断念せざるを得ない「障害者の存在」に注目すべきである。もちろん、社会全体として大学としても、これまでも様々な取り組みを行ってきたが、十分なものにはほど遠いというのが現実である。障害のある学生の「教育を受ける権利の再確認」を行うと同時に、入試をふくめた入学前からの取り組みおよび入学後の取り組みの改善を図ることが必要である。

ここで、障害者の社会参加の推進という観点から最近の動向を簡単にまとめてみる。ノーマライゼーションの潮流のもとで、「障害者の完全な社会参加」へ向けての取り組みが行われている。具体的な一例として、「欠格条項の撤廃」があげられる。2001年7月には、視覚や聴覚の障害者に医師、看護師、薬剤師などの国家資格・免許を認めることができるように、従来の欠格条項が撤廃された。教員養成大学としての福岡教育大学に直接関係するものとしては、障害と教員採用に関する事柄がある。1979年には民法が改正されて、「準禁治産者の定義から聾者、啞者、盲者の文言が削除」された。このことによって、盲者および聾者も教員になれる道が開かれた。以後、全国的に盲者および聾者が公立・私立の教員として採用される事例が少しずつではあるが見られるようになってきた。平成14年度には、秋田県、岐阜県などが公立学校教員採用候補者選考試験において障害者を対象とした採用定数枠を設定して特別選考を行っている。

このような時代の潮流の中で、教員養成大学としての福岡教育大学における「障害のある学生への支援」の在り方を問い直してみることは、大きな意義がある。本報告書では、福岡教育大学における障害のある学生への支援について、これまでの経過、現状およびこれからの支援の方向性を中心にまとめた。なお、世界と日本における障害者施策の動向および他大学の取り組みについても簡単ではあるが資料をまとめた。これらの資料に基づいて、本学における取り組みを広い視野で見つめ直すことが可能である。また、そのような広い視野に基づいた取り組みが必要であると考えている。なお、蛇足とは思いますが、本報告書をまとめるにあたっては、「障害者の完全な社会参加へ向けての取り組み」をキーワードとして取り組んだことを述べておく。

．日本と世界の障害者施策と障害児教育の動向

1．日本と世界の障害者施策と障害児教育の動向

日本と世界の障害者施策と障害児教育の動向について、主要な事項を表1にまとめた。

表1．障害者施策と障害児教育に関する日本と世界の動向

日本の動向		世界の動向	
年代	事項	年代	事項
1978	特殊教育100年「明治11年盲教育開始」	1975	アメリカ合衆国，全障害児教育法
1979	養護学校義務制	1981	国際障害者年
		1981	英国，Special Educational Needs「特別な教育的ニーズ」という考え方
		1983	国連，障害者の10年（1992まで） - 障害者に関する世界行動計画 -
1988	特殊教育110年		
1993	障害者基本法および障害者対策に関する新長期計画	1993	アジア太平洋障害者の10年（2002まで）
1993	通級による指導開始	1993	国連，第48回総会決議「障害者機会均等実現に関する基準原則」
		1994	ユネスコのサマランカ宣言 - 統合教育からインクルージョンへ
		1994	韓国，特殊教育振興法と大統領令 - 統合教育をめざす等 -
1995	障害者プラン ～ノーマライゼーション7か年戦略～		
1998	特殊教育120年		
1999	学習障害等に関する報告		
2000	交通バリアフリー法成立		
2001	21世紀の特殊教育の在り方に関する最終報告（文部科学省）		

2．世界における障害者施策と障害児教育の動向に関する主な事項の説明

(1) アメリカ合衆国の全障害児教育法（1975）

- ・障害児を最も制限の少ない環境で教育する。
- ・統合教育をめざす。
- ・個別教育計画（Individualized Educational Plan，IEP）の設定が義務づけられている。

(2) 英国（1981）の Special Educational Needs（特別な教育的ニーズ）という考え方

- ・障害という言葉からニーズという言葉への置き換えではない。
- ・障害児と健常児の間に決定的な境界線を引くことは難しい。両者は連続線上に存在し、個々の異なったニーズがある。

- ・子どもの教育課題や発達の違いは、子どもの問題として内在するのではない。対応は、子どもを取り巻く環境を整備することからはじめるべきである。
- ・保護者は、自分の子どもに対して権利をもっているということが尊重されなければならない。
- ・早期教育の重要性をもつと認識すべきである。
- ・すべての青少年ができるかぎり充実し、独立した通常のお生活をおくる権利がある。従って、通常の社会生活および学校生活に可能な限り統合をめざす権利がある。

(3) ユネスコのサマランカ宣言 (1994)

- ・統合教育からインクルージョンへ。

(4) 韓国の特殊教育振興法と大統領令 (1994)

- ・統合教育をめざす。
- ・個別教育計画を作成しなければならない。計画には親の合意が必要である。
- ・就学相談への親の参加と異議申し立て権が認められている。
- ・差別に対する罰則規定が設けられている。

3. 日本における障害者施策と障害児教育の動向に関する主な事項の説明

(1) 特殊教育 100 年 (1978)

- ・明治 11 年、盲教育が開始された。

(2) 障害者基本法および障害者対策に関する新長期計画 (1993)

- ・「障害者対策に関する新長期計画」は、アジア太平洋 10 年を受けて策定された。
- ・「障害者対策に関する新長期計画」は、障害者基本法の成立に先立って作成された。障害者基本法の成立を受けて、基本法の具体的計画として位置づけられた
- ・障害者対策推進本部が設置された。本部長は首相である。
- ・内容は広範囲にわたっているが、障害者の生涯学習が明記されている。
- ・国、都道府県および市町村は「障害者基本計画」を策定すること。
- ・内閣総理大臣は、障害者等の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

表 2 障害者基本法第 1 章総則全文

<p>(目的)</p> <p>第 1 条</p> <p>この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条</p> <p>この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。</p>
--

(基本的理念)

第 3 条

すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。

2

すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条

国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

(国民の責務)

第 5 条

国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

(自立への努力)

第 6 条

障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2

障害者の家庭にあつては、障害者の自立の促進に努めなければならない。

(障害者の日)

第 6 条の 2

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者の日を設ける。

2

障害者の日は、12月9日とする。

3

国及び地方公共団体は、障害者の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第 7 条

障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢並びに障害の種別及び程度に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

第 7 条の 2

政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進をずるため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2

都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3

市町村は、障害者基本計画（都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画）を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

4

内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者の意見を代表すると認められる者並びに学識経験のある者の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5

都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。

6

政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

7

都道府県又は市町村は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。

8

第4項及び第6項の規定は障害者基本計画の変更について、第9項及び前項の規定は都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第8条

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第9条

政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

(3) 養護学校義務制 (1979)

- ・就学猶予および就学免除が廃止された。
- ・盲学校および聾学校は早くから(時期を確認)義務制であった。

(4) 通級による指導の開始 (1993)

1) 通級による指導とは

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(いわゆる通級指導教室)で行う特殊教育の一形態である。

2) 法的根拠

「学校教育法施行規則第73条の21」

「平成5年1月28日文初特第278号文部省初等中等教育局長通達」

3) 通級による指導の対象となる障害

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、身体虚弱、言語障害および情緒障害が対象となる。

4) 設置の形態

通級指導教室は全ての通常の学校に設置されているわけではない。通級指導教室が設置されている学校に在籍する障害児の場合は自校通級、他校に設置されている通級指導教室に通級す

る場合は他校通級という。

5) 意義

通常の学級に在籍している障害児に対して、初めて公式的に特別の教育的支援が開始されたという点で画期的である。

(5) 障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略(1995)

- ・ 障害者対策推進本部策定
- ・ 「障害者対策に関する新長期計画」の具体化
- ・ 各施策分野の推進方向
 - * 地域で共に生活するために
 - * 社会的自立を促進するために
 - * バリアフリー化を促進するために
 - * 生活の質(QOL)の向上を目指して
 - * 安全な暮らしを確保するために
 - * 心のバリアを取り除くために

注:「障害者基本法」がおもとで「障害者対策に関する新長期計画」、「障害者プラン」へと具体的にになっている。

注: 県市町村における同様のプランも多々ある。

(6) 交通バリアフリー法成立(2000)

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が施行された。

(7) 21世紀の特殊教育の在り方に関する最終報告(文部科学省, 2001)

表3 21世紀の特殊教育の在り方に関する最終報告の目次

第1章 今後の特殊教育の在り方についての基本的な考え方
1 我が国の特殊教育の発展(略)
2 今後の特殊教育の在り方についての基本的な考え方
近年の特殊教育をめぐる状況の変化を踏まえ、これからの特殊教育は、障害のある幼児児童生徒の視点に立って一人一人のニーズを把握し、必要な支援を行うという考えに基づいて対応を図ることが必要。
今後の特殊教育の在り方についての基本的な考え方は次のとおり。
一、ノーマライゼーションの進展に向け、障害のある児童生徒の自立と社会参加を社会全体として、生涯にわたって支援することが必要、
二、教育、福祉、医療等が一体となって乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制を整備することが必要、
三、障害の重度・重複化や多様化を踏まえ、盲・聾・養護学校等における教育を充実するとともに、通常の学級の特別な教育的支援を必要とする児童生徒に積極的に対応することが必要、
四、児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を行うため、就学指導の在り方を改善することが必要、

五．学校や地域における魅力と特色ある教育活動等を促進するため、特殊教育に関する制度を見直し、市町村や学校に対する支援を充実することが必要。

第2章 就学指導の在り方の改善について

- 1 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援体制の整備について
- 2 障害の程度に関する基準及び就学手続きの見直しについて

盲・聾・養護学校に就学すべき障害の程度を定めた基準を見直すこと。また、市町村教育委員会が児童生徒の障害の種類、程度、小・中学校の施設・設備の状況等を総合的な観点から判断し、小・中学校において適切に教育を行うことができる合理的な理由がある特別な場合には、盲・聾・養護学校に就学すべき児童生徒であっても小・中学校に就学させることができるよう就学手続きを見直すこと。

- 3 就学指導委員会の役割の充実について
審議に当たり保護者が意見表明する機会を設ける

第3章 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応について

- 1 障害の状態等に応じた指導の充実方策
 - 1-1 障害の重度・重複化や社会の変化に対応した指導の充実
 - 1-2 学習障害、注意欠陥／多動性障害（ADHD）児、高機能自閉等への教育的対応
通常の学級に在籍する学習障害児、ADHD児、高機能自閉症児等の実態を把握するため、全国的な調査を行い、その成果を踏まえ、教育関係者や国民一般に対し幅広い理解啓発に努める。
 - 1-3 最新の情報技術（IT）を活用した指導の充実
- 2 特殊教育諸学校、特殊学級及び通級による指導の今後の在り方について
 - 2-1 地域の特殊教育のセンターとしての特殊教育諸学校の機能の充実
 - 2-2 特殊学級、通級による指導の今後の在り方について
- 3 後期中等教育機関への受入れの促進と障害のある者の生涯学習の支援について

第4章 特殊教育の改善・充実のための条件整備について

- 1 盲・聾・養護学校や特殊学級等における学級編制及び教職員配置について
- 2 特殊教育関係教職員の専門性の向上
 - 2-1 特殊教育教諭免許状の保有率の向上及び今後の免許状の在り方について
 - 2-2 研修の充実
- 3 特殊教育を推進するための条件整備について
- 4 国立特殊教育総合研究所の機能の充実

4．日本のバリアフリー施策に関する動向

(1) 全般的動向

1949年、身体障害者福祉法が施行された。この法律によって、身体障害者手帳の交付、補装具の支給、身体障害者更生援護施設の設置、身体障害者相談所の設置等が定められた。しかし、この当時は、身体障害者の多くが戦傷者であり、対象者が身体障害者のみであり、知的障害者や精神障害者は考えられていなかった。

1950年代後半になると国民年金法の施行により障害年金・障害福祉年金が支給された。また、身体障害者雇用促進法が施行された。しかし、軽度の障害者に対するものであった。

1967年に身体障害者福祉法が改正された。この時代になって重度身体障害者が援助対象として位置づけられた。しかし、それらは「保護」概念にもたづいているものであり、重度障害者の施設入所主義の時代であった。

1980年代より福祉のまちづくりとして建築物の障壁除去について様々な取り組みが行われた。1981年には、国際障害者年（国連）を迎えた。これを受け、1982年に総理府により「障害者対策に関する長期計画」が策定された。これは、「ノーマライゼーション」の理念の下、「完全参加と平等」を目標としたものであった。

1993年には、アジア太平洋障害者の10年に取り組むため、「世界行動計画」に対応して、障害者の今後のあり方を示す「障害者に関する新長期計画（「障害者対策に関する長期計画」を改定）」が策定された。この中でバリアフリーに関する考えが大きく伸展し「4つの障壁」という考えが打ち出された。この計画の具体化を図るための重点施策実施計画として、1995年には「障害者プラン～ノーマライゼーション7ヵ年戦略～」が策定された。これは、保険福祉サービスの具体的な整備目標が定められるとともに、自由な社会参加を可能にするバリアフリーの促進を目指すものである。そして、『平成7年版 障害者白書』は初めて「バリアフリー社会を目指して」を副題として、物理的、制度的、文化・情報面、心の4つの側面からバリアフリーを強調した。

2000年、政府は内閣に「バリアフリーに関する関係閣僚会議」を設置した。

(2) まちづくりに関する動向

バリアフリーデザインの推進は、1970年代に「私も外へ出たい」という重症心身障害者の願いから始まった「生活圏拡大運動」および「福祉のまちづくり運動」が原動力となった。厚生省も1973年に「心身障害者モデル都市事業」を創設以来、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」（1994年）と発展させている。それは建設省や運輸省でも見られ、1994年には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建設物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）が制定された。今やほぼ全ての各都道府県が「福祉のまちづくり条例」を制定している。

また、わが国の交通環境をめぐる状況は、急激な高齢化社会の進行により、1970年代のように身体障害者＝少数者の問題ではなく多数者の問題となってきた。それは「福祉のまちづくり」および「ノーマライゼーション」の実現につながるからである。

「障害者白書（平成8年版）」を見れば「障害者の住みよいまちづくりのための施策」の移動・交通対策では、公共交通機関における各種ガイドラインなどに基づく事業者の指導、高齢者・障害者等の視点に立った連続性のある交通体系の計画的構築、施設整備に対する支援体制の整備、道路交通環境の改善、公共交通機関周辺環境の利便性の向上、障害者に対する運賃・料金割引等、運転免許取得者希望者への配慮、障害者、高齢者の旅行促進のための環境整備、という項目で解説しており、施策の広がりが見える。

そして、2000年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行された。

表4 日本におけるバリアフリーの動向

時期	内 容
1949	・身体障害者福祉法
1959	・国民年金法の施行により、障害者年金・障害者福祉年金の支給
1960	・身体障害者雇用促進法（軽度な身体障害者にたいするもの）
67	・身体障害者福祉法改正
69	・仙台市「障害者の生活拡大運動（まちづくり運動）」 ・国際シンボルマークの制定
1970	・ 心身障害者対策基本法の制定 ・手話奉仕員要請事業開始（厚生省）
71	・仙台市で障害者団体、ボランティアグループ、市民団体等からなる福祉のまちづくり市民の集いが発足（福祉のまちづくり運動のはじまり） ・町田市がまちづくりのための専門家グループと市民による懇談会を設置 ・道路交通法の改正〔身体障害者用車いす通行者を歩行者とする〕 ・点訳奉仕員養成事業開始（厚生省） ・国鉄が盲導犬の無料同乗認める *この頃から全国各地で車いす利用者の運動（生活圏拡大運動）が展開される
72	・日本初のリフト着きバス（東京都町田市）
73	・「歩道及び立体横断施設の構造について」を通知（建設省） ・「官庁営繕の身体障害者に対する暫定処置について」を通知（建設省） ・「身体障害者モデル都市事業」を創設（厚生省）（国の福祉のまちづくりの最初） ・国鉄上野駅に車いす用個室トイレ設置および改札口拡張 ・国鉄高田馬場駅に「点字運賃表」設置 ・東京の国電中央線にシルバーシート登場
74	・町田市「建築物等に関する福祉環境整備要綱」を制定（全国で初めての指導要綱） ・車いす利用者用公衆電話ボックス導入（電電公社） ・国連「障害者生活環境専門家会議」がバリアフリーデザイン（建築上障壁のない設計）の報告書をまとめる ・テレビ放送における手話放送を開始（郵政省） ・道路交通法施行規則改正〔運転免許の適性試験で補聴器の使用を認める〕 ・新幹線「ひかり」に車いす用の席を設置
75	・福祉電話機の開発（電電公社） ・「官庁営繕の身体障害者等に対する暫定処置について」を通知（建設省） ・心身障害者団体の発行する定期刊行物に対する郵送料の優遇措置 ・大型の点字書籍の郵送料の優遇措置
76	・身体障害者雇用促進法の改正 障害者の雇用率 「努力義務」から「雇用義務」へ ・京都市「福祉のまちづくりのための建築物環境整備要綱」を策定 ・視覚障害者用信号機の全国統一化（警察庁） 音の出る信号機は昭和30年に杉並区東田町で初めて設置
77	・神戸市「市民の福祉を守る条例」を制定（条例としては全国で初めて） ・「官庁営繕における身体障害者等の利用に関する措置」を通知（建設省）
78	・駐車禁止除外指定者標章の交付を受けた車両については全国的に駐車禁止規制の対象から除外（警察庁） ・道路交通法改正〔盲導犬利用者は道路を通行可、この場合の車両運転者に対する一時停止又は徐行の義務を規定〕 ・受話器音量拡大「めいりょう」の公衆電話の導入（電電公社）
79	・「障害者福祉都市」推進事業を創設（厚生省） ・郵便貯金周知宣伝施設に身体障害者用設備を設置（郵政省） ・既設郵便局舎の窓口ロビー出入り口の段差解消等（郵政省）

1980	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅分野では初めて「高齢者・身体障害者ケアシステム技術の開発」を開始（通産省） ・「国際障害者分類施策（ICIDH）」発表（WHO：世界保健機構） 障害を機能障害、能力低下、社会的不利の3つのレベルに区分
81	<p>国際障害者年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律」の公布 ・「官庁営繕における身体障害者の利用を考慮した設計指針」を作成（建設省） ・簡易保険加入者福祉施設に身体障害者用設備を設置（郵政省） ・「身体障害者の利用を考慮した設計建築標準」作成（日本建築士連合会） ・公共交通機関では初めて京都市営地下鉄がバリアフリーに取り組む
82	<p>国連総会で「障害者に関する世界行動計画」の実施採択</p> <p>「国連・障害者の十年」宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害に関する用語の整理に関する法律」の公布 ・「障害者対策に関する長期計画」を策定（障害者対策推進本部） ・兵庫県加古川市「福祉コミュニティ条例」を制定 ・「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」を策定（建設省） ・道路交通法施行令改正 [身体の障害に係る運転免許の欠格事由の見直し] ・テレホンカード式公衆電話導入（電電公社） ・公衆電話の「ダイヤル数字5にポッチ」を入れる（電電公社） ・テレビ放送における解説放送を開始（郵政省）
83	<p>「国連・障害者の十年」開始年 目標：「完全参加と平等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者対策に関する長期計画」策定（国際障害者年推進本部） ・「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設設備ガイドライン」を策定（運輸省） ・定額郵便貯金等の点字による貯金内容通知（郵政省）
84	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法の改正 ・氏名を点字表示した郵便貯金点字キャッシュカード発行（郵政省） ・「視覚障害者用現金自動支払機（CD）・現金自動預払機（ATM）」設置（郵政省） ・点字による簡易保険契約内容の送付開始（郵政省） ・兵庫県警察でファックス110番開設 ・紙幣に視覚障害者のための識別マーク採用（大蔵省）
85	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ放送における字幕放送を開始（郵政省） ・「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」を作成（建設省） ・テレホンカードに切り込みを採用（NTT） ・郵便ポストの取集時刻表示板等に点字表示開始（郵政省）
86	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の住みよいまちづくり」事業創設（厚生省） ・障害者基礎年金の支給 ・点字による通常郵便貯金の取扱内容の送付（郵政省） ・「長寿社会対策大綱」制定
87	<p>「国連・障害者の十年」中間年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」を策定（障害者対策推進本部） ・公衆電話のカード返却時の音声ガイダンスやカード返却音を導入（NTT） ・公衆電話のテレホンカード・硬貨投入口を点字で表示（NTT） ・障害者雇用促進法の制定（身体障害者雇用促進法の改正）
88	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者の交通安全総合対策」
89	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保険推進十か年戦略（ゴールドプラン）策定 ・手話通訳者の厚生大臣認定制度発足（厚生省） ・聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設が聴覚障害者に貸し出すビデオテープに対する郵送料の優遇措置（郵政省）

1990	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のあるアメリカ人法 (ADA) 制定 (包括的な障害者差別禁止法) <ul style="list-style-type: none"> 第1章 有資格の障害者に対する雇用差別の禁止を規定 第2章 公的サービスにあげる差別禁止を規定 第3章 公的施設における差別禁止を規定 <li style="text-align: center;">日本の「福祉のまちづくり」に大きな影響 第4章 電気通信リレーサービスについて規定 ・ 「住みよい福祉のまちづくり」事業創設 (厚生省) ・ 「ゴールドプラン」スタート ・ 「心身障害者・高齢者のための公共交通機関の車両構造に関するモデルデザイン」を策定 (運輸省) ・ 「情報処理機器アクセシビリティ指針」を作成 (通商産業省) ・ 目の不自由な人のための郵便葉書の発行 (郵政省) ・ 点字による簡易保険満期案内書等の送付開始 (郵政省) ・ NHK教育TVで手話ニュース放送開始
91	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「福祉の街づくりモデル事業」を創設 (建設省) ・ 「地域福祉推進特別対策事業」を創設 (自治省・厚生省) ・ 「鉄道駅におけるエスカレーター整備指針」を策定 (運輸省) ・ 弱者感応式信号機を設置 (警察庁) ・ 点字による定額定期郵便貯金の満期案内の送付 (郵政省) ・ 点字のできる職員の養成を開始 (郵政省)
92	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国連・障害者の十年」最終年 ・ 兵庫県および大阪府が「福祉のまちづくり条例」を制定 ・ 道路交通法等改正 [身体障害者用の車いすを定義、原動機を用いた身体障害者用車いすの型式認定制度を創設] ・ 「人に優しい建築物整備促進事業」を創設 (建設省) ・ 「点字不在配達通知カード」を使用 (郵政省) ・ 「点字内容証明郵便」の取扱い開始 (郵政省) ・ 手話のできる職員の養成を開始 (郵政省) ・ 「今後の高齢者の交通安全の推進について」
93	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者対策に関する新長期計画」を策定 (障害者対策推進本部) 4つの障壁 ・ 「心身障害者対策基本法」から「障害者基本法」への改正・公布 ・ 国連総会「障害者の機会均等化に関する標準規則」採択 ・ 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」の制定 ・ 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」の制定 ・ 「高齢者・障害者等のためのモデル交通計画」の策定・検討 [1993年度から3か年] (運輸省) ・ 「鉄道駅におけるエレベーターの整備指針」を策定 (運輸省) ・ 「まほろばの川づくりモデル事業」を創設 (建設省) ・ 大阪府警察で手話交番第1号を開設 ・ 「山梨県障害者幸住条例」を制定 ・ 電動車いす用公衆電話ボックスを導入 (NTT) ・ 東京都町田市が「福祉のまちづくり総合推進条例」を制定

- 94
- ・日本初の『障害者白書』 障害者基本法第9条に基づく
 - ・「障害者のために濃い自他施策の概況に関する年次報告書」として国会に報告
 - ・「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」を創設（厚生省）
 - ・「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」の制定
 - ・「人にやさしいまちづくり事業」を創設（建設省）
 - ・「交通施設利用円滑化対策費補助金」の創設（運輸省）
 - ・「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン」を策定（運輸省）
 - ・「みんなが使いやすい空港旅客施設新整備指針（計画ガイドライン）」を策定（運輸省）
 - ・「生活福祉空間づくり大綱」を策定（建設省）
 - ・今後の子育て支援のための基本的方向について（エンゼルプラン）策定
 - ・「新ゴールドプラン」策定
 - ・身体障害者向け通信・放送サービスに関する情報提供を実施（郵政省）
 - ・通帳等に貯金の種類を点字表示したシールをちょう付（郵政省）
 - ・点字版・拡大版「郵便貯金のご案内」の配備（郵政省）
 - ・都道府県警察で手話バッジを導入（警察庁）
 - ・「学校施設等における高齢者、障害者等の円滑に利用できる建築物の建築の促進について」を通知（文部省）
 - ・愛知県および滋賀県が「まちづくり条例」を制定
 - ・東京都狛江市が「福祉基本条例」を制定
- 95
- ・各都府県で「福祉のまちづくり条例」（高齢者・障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るための条例）を制定 [東京都、京都府、神奈川県、大分県、広島県、熊本県、福島県、埼玉県、奈良県、長野県]
 - ・『平成7年版障害者白書』がはじめて「バリアフリー社会をめざして」をテーマにする（総理府）
 - ・『障害者プラン～ノーマライゼーション7ヵ年戦略～』策定
 - ・「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」
 - ・「市町村障害者策定指針」通知
 - ・「長寿社会対応住宅設計指針」（建設省）
 - ・「高齢社会対策基本法施行」
- 96
- ・高齢社会対策大綱
 - ・「年金バリアフリー住宅融資制度」スタート
 - ・住宅金融公庫の「バリアフリータイプ」導入
- 97
- ・長崎県福祉のまちづくり条例公布
 - ・学際的な「福祉のまちづくり研究会」設立
 - ・「高齢社会対応型製品ガイドライン」を策定（通産省）
 - ・「グッド・デザイン賞」の中に、「ユニバーサルデザイン賞」を新たに創設（通産省）
 - ・宗像市障害者施策推進計画策定
- 98
- ・福祉のまちづくり研究会第1回全国大会（東京都）
 - ・『平成10年版障害者白書』が「情報のバリアフリー社会の構築に向けて」をテーマにする
- 99
- ・国際高齢者年
 - ・福祉のまちづくり研究会第2回全国大会（神戸市）
 - ・「高齢者・障害者による情報通信の利用に対する人的支援及びウェブアクセシビリティの確保に向けた課題と方策」「情報通信の利用支援技術の普及推進とインターネットのアクセシビリティ確保」（郵政省）
 - ・宗像市人にやさしいまちづくり整備基本計画

2000	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」公布 ・「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」（通商産業）の改正 ・各企業で、ATM券売機、家電製品等について、ユニバーサルデザインに基づいた開発が行われるようになる ・IT戦略会議に「情報バリアフリーの推進について」という項目が盛り込まれ、ホームページのアクセシビリティについて取り組みを進める内容を記載 ・『平成7年版障害者白書 バリアフリー社会をめざして』（総理府編集、大蔵省印刷局発行、1995）
------	--

5. 障害者を職業などから除外する欠格条項をもつ法律の改訂経過

これまで障害者は様々な面で社会への参加を制限されてきている。その一つに「障害者を職業などから除外する欠格条項のある法律」の存在がある。これは、本稿の「4. 日本のバリアフリー施策に関する動向」で述べた「制度的バリアー」に相当する。本稿の「3. 日本における障害者施策と障害児教育の動向に関する主な事項の説明」の「(2) 障害者基本法および障害者対策に関する新長期計画（1993）」でとりあげた「障害者対策に関する新長期計画」の一環として、政府はこれらの欠格条項の撤廃や緩和を進めている。また、日本弁護士連合会は、表5のような意見書をホームページに掲載して、障害者の人権の尊重と社会への完全参加の実現などを訴えている。

表5 日本弁護士連合会による障害者欠格条項の撤廃を求める意見書

(<http://www.nichibenren.or.jp/sengen/iken/0011-02.htm>より引用)

(アンダーラインは、大学に直接関係する部分および障害者の社会参加等に関する文言について筆者が行った)

<p>障害者欠格条項の撤廃を求める意見書</p> <p style="text-align: right;">2000年11月 日本弁護士連合会</p> <p>意見の趣旨</p> <p>医師法・薬剤師法・道路交通法など、資格・免許等の欠格事由として身体又は精神の障害を掲げている法令の規定（以下「欠格条項」という。）の多くは、憲法13条（幸福追求権）、14条（法の下での平等）、22条（職業選択の自由）に違反し、かつ、<u>国連の障害者の権利宣言外の諸決議や障害者基本法の謳う障害者の完全参加と平等の理念に明らかに反するものであり、障害者の社会参加と自己実現の途を法律によって入口で閉ざし、障害者の人権を侵害するものである。</u></p> <p>政府は現在欠格条項の見直し作業中であり、平成12年6月1日時点で存在する60制度中35制度については平成12年度中に作業終了の予定であるが、当連合会は政府に対し、見直しにあたり、補助機具の進歩・手話通訳等の補助者やサポート体制の整備・健常者との協働の促進・医学の発達等を踏まえ、<u>障害者の人権を尊重し完全参加と平等を推進すべく</u></p>

第1、

機能障害・病気を理由とする絶対的及び相対的欠格条項は原則として廃止すること。
実技を含む資格試験等で判定可能なものは資格試験等で判定すること。

資格試験については、障害者にとって欠格条項に代わる新たな障壁とならないように、点字受験や、口述受験における受験者の障害に応じた通訳の保障、口述に代わる筆談による試験の実施等、格別の配慮をすること。

一定の資格制限規定がどうしても必要なものは、機能障害・病気ではなく、「具体的に要求される能力や技能」で規定すること。

能力が回復したり、補助機器等の進歩活用により能力を補うことが可能になった場合の、資格回復規定を設けること。

資格を与えない場合、または取り消す場合は、本人の主張を聞いたり、不服申立を認める制度を設けること。

第2、薬剤師国家試験に合格しながら、聴覚障害を理由に薬剤師免許を与えられない者に対し、直ちに該当者に免許を与えることができるよう、必要な法的措置を講ずること。

第3、大学等の教育の場が、受験・教育の点で障害者に開かれたものとなっておらず、障害者の資格取得・社会参加の事実上の障壁となっていることについても、すみやかに改善に着手すること。

を求めるものである。

意見の理由

1、障害者の権利宣言・憲法14条等と資格制限

国連の障害者の権利宣言は、「障害者が人間としての尊厳を尊重される生まれながらの権利を有すること」「障害者が他の人々と同じ市民的・政治的権利を有すること」「その能力に応じて雇用され、差別的なあらゆる搾取、規制から保護されること」を謳っている。

また、国連の障害者に関する行動計画（1982年）等の諸決議は、障害者の社会生活における完全参加と平等をめざし、その障壁や阻害要因を除去する責任が政府にあることを定めている。

さらに我が国の憲法14条は「すべて国民は法の下に平等であって、・・・経済的又は社会的関係において差別されない。」と規定している。

そして、障害者基本法は、完全参加と平等を基本理念・目的とし、政府がそのために必要な法制上の措置を講じなければならないと定めている。

しかるに、医師法、薬剤師法、道路交通法をはじめとする多くの法律において、身体又は精神の障害を理由として障害者の資格取得が制限されてきた。これらは、古い障害者観に基づき「危険防止」「業務困難」等の理由で「合理性のある制限」との解釈のもと、今日まで全く見直しがなされてこなかった。その結果、手話通訳等の補助者・サポート体制の整備・点字・拡大機、コンピューター機器等の補助器具のめざましい進歩並びに医学の発達により、十分に業務遂行が可能である、あるいは業務にあたって特段の危険がないと思われる場合にあっても、画一的に資格取得が制限され、障害者の社会参加・自己実現が阻まれてきた。

子供の頃からの夢をかなえるため一生懸命勉強して大学を卒業し、薬剤師国家試験に合格しても、聴覚障害を理由に薬剤師免許を得られない後藤久美さんや、欠格条項がなければ医師や薬剤師をめざしたかったという筑波技術短期大学の学生の、障害者の人権を考えるシンポジウム（日弁連外主催。平成12年10月21日・於クレオ）における発言を聞くと、障害を理由に社会への参加の途を入り口で閉ざしているこのような欠格条項は、障害者の幸せになる権利や夢を奪うものであり、憲法13条（幸福追求権）、14条（法の下に平等）、22条（職業選択の自由）に違反し、障害者の人権を侵害するものであると断ぜざるを得ない。

そして欠格条項は同時に、かけがえのない一人の障害者とその能力や可能性を受け入れることができないという点で、社会に大きな損失を与え、社会をも貧困なものにしていると言えるであろう。

2、政府の欠格条項見直しについて

総理府の障害者施策推進本部は、ようやく平成11年8月9日、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」を決定し、欠格条項が真に必要なか否かを再検討し、必要性の薄いものについては欠格条項を廃止することとし、真に必要なと認められる場合の具体的対処方針を明らかにした。対処の方向は、

欠格・制限等の対象の厳密な規定への改正
絶対的欠格から相対的欠格への改正
障害者を表す規定から障害者を特定しない規定への改正
資格・免許等の回復規定の明確化
である。

さらに、総理府は平成12年6月1日に対象63制度の見直しの進捗状況を発表したが、それによると、検察審査員、栄養士免許、一般労働者の就業禁止の3制度の欠格条項が廃止され、残る60制度中35制度が平成12年度中に見直し終了予定とのことである。

政府がおくればせながら欠格条項の包括的見直しに着手した意義は大変大きいですが、当連合会は政府に対し前述した総理府の対処の方向にとどまることなく、

機能障害・病気を理由とする絶対的及び相対的欠格条項は原則として廃止すること。実技を含む資格試験等で判定可能なものは資格試験等で判定すること。

資格試験については、障害者にとって欠格条項に代わる新たな障壁とならないように、点字受験や口述試験における手話通訳の保障や口述に代わる筆談による試験の実施等、格別の配慮をすること。

一定の資格制限規定がどうしても必要なものは、機能障害・病気ではなく、「具体的に要求される能力や技能」で規定すること。

能力が回復したり、補助機器等の進歩活用により能力を補うことが可能となった場合の、資格回復規定を設けること。

資格を与えない場合、または取り消す場合には、本人の主張を聞いたり、不服申立認める制度を設けることを求めるものである。

3、事実上の資格制限

前述したシンポジウムにおいて、障害を持つ青少年がいかに将来に夢を抱き、能力と意欲を持っていても、欠格条項があるがゆえに、高校や大学の進路選択の段階で、医師等を目指すことを最初から断念せざるをえない現実が報告された。さらには、点字等による受験が認められないため、欠格条項がないにもかかわらず受験自体を断念せざるをえない現実についても報告があった。大学等の教育の場が、受験・教育の点で障害者に開かれたものとはなっていないのである。また、欠格条項はないにもかかわらず、例えば聴覚障害者は保育士試験において音楽の試験を課されることによって事実上保育士の資格を取得できないという現実もある。このような事実上の資格制限は他にもたくさん見られる。欠格条項の見直しにあたっては、このような事実上の資格制限や障壁をも撤廃していく必要がある。

4、今後の取り組み

欠格条項をはじめとする差別法規の撤廃は、全障害者の願いであり、差別法規撤廃の署名運動に対し、200万人を超える国民が賛同署名をし、全国の1000以上の地方議会において改正意見書が採択されている。又、昨年来、この問題をマスコミも積極的に取り上げて報道している。日本薬剤師会も国家試験合格者を差別すべきではないとして、後藤久美さ

んに免許を与えることを求めている。まさに世論が欠格条項の撤廃を求めているのである。

当連合会は、政府に対し、前述したシンポジウムでの議論、各障害者団体からの要望を十分考慮し、人権の世紀と言われる21世紀に向けて、欠格条項・資格制限の早期撤廃を実現するよう強く求めるものである。特に、障害者福祉の所管官庁である厚生省には、率先して欠格条項を撤廃するよう、また薬剤師国家試験に合格しながら聴覚障害を理由に薬剤師免許を得られない者に免許を与えるよう、直ちに必要な法的措置を講ずることを求めるものである。

本年9月に来日された米国のろう者の医師キャロリン・スターンさんは、「アメリカには欠格条項はありません。そんな許せない法律は変えればいいのです。アメリカでは障害を持つアメリカ人のための法律(ADA)により差別は禁止されています」と発言されている。

当連合会は、市民と力を合わせ、薬剤師会・医師会等の関係団体とも協力し、法律を変えるため、そして、更にはアメリカのADAのような差別禁止法を制定することを目指して、今後とも全力を尽くす決意である。

以上

6. 教員免許状取得および教員採用の制限

教員養成大学としての福岡教育大学に直接関係する事柄としては、障害者と教員採用に関する事柄がある。1979年には、民法が改正されて、「準禁治産者の定義から聾者、啞者、盲者の文言が削除」された。このことによって、盲者および聾者も教員になれる道が開かれた。このことについて、関係法律を取りあげて具体的に論じてみる。

学校教育と教員採用に関係する法律としては、教育基本法、学校教育法、教育公務員特例法および教育職員免許法がある。この中で、教員免許状の授与を制限する条項として第5条があり、その三として「成年被後見人又は成年被保佐人」がある。また、教員免許状および教員採用と関係ある法律としては、国家公務員法第38条に欠格条項として、「成年被後見人又は成年被保佐人」の項がある。地方公務員法第16条に欠格条項として、「成年被後見人又は成年被保佐人」の項がある。

「成年被後見人又は成年被保佐人」について、簡単に解説する。1999年の民法改正で、従来の「禁治産者・準禁治産者」の制度が廃止され、第7条から第20条にわたって「成年被後見人」「被保佐人」「被補助人」の制度が新設された。成年被後見人とは、精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く者とされている。被保佐人とは、精神上の障害により、事理を弁識する能力が著しく不十分な者とされている。被補助人(新設)とは、精神上の障害により、事理を弁識する能力が不十分な者とされている。それぞれに保護の役割を果たす者として、(成年)後見人、保佐人あるいは補助人がつくこととされている。この成年後見制度は、「痴呆性高齢者」、「知的障害者」、「精神障害者」など、判断能力の不十分な人々の保護と支援をする目的としている。保護と支援を要する具体的な内容として、財産管理、介護、施設への入退所などの生活についての契約や法律行為があげられる。

このように成年後見制度は保護と支援を目的として設定されている。しかし、国家公務員法、

地方公務員法、教育職員免許法等の他の法律との関係で、「成年被後見人」「被保佐人」である障害者が公務員として社会参加することを制限することになっている。公立学校の教員は地方公務員であるため、「成年被後見人」「被保佐人」は公立学校教員としての採用されることはない。また、採用以前の問題として、「成年被後見人」「被保佐人」は、教育職員免許法第5条の三により教員免許状の取得ができない。

既に述べたように、1979年の民法改正により「準禁治産者(被保佐人)の定義から聾者、啞者、盲者の文言が削除」されたことにより、盲者および聾者も教員免許状の取得および地方公務員としての教員採用も制限されていない。実際に視覚障害者や聴覚障害者が教員として採用された例も見られる。このように制度上のバリアーはほぼ撤廃されているが、現実には様々な形でのバリアーが存在しているようである。例えば、教員採用試験において色覚異常の検査が行われている例がある。受験者は検査を受けるように告げられてショックを受ける。また、不合格になった場合に、色覚異常によって不合格になったのではないかと疑念をいだく。このような事例が実際に見られるのである。法的な根拠なしに、潜在的な形で障害者が教員として社会参加することを制限している状況を改善していく必要がある。

表6 教育職員免許法第5条

第5条
普通免許状は、別表第1若しくは第2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1若しくは第2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号の一に該当する者には、授与しない。
一 18歳未満の者
二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし、文部大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
三 成年被後見人又は成年被保佐人
四 禁錮以上の刑に処せられた者
五 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
六 日本国憲法施行の日[昭和22年5月3日]以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

なお、色覚異常ということばについても問題がある。インターネットで次のような記述のあるホームページを見つけた。「私たちが普段何気なく見ている色。その色が違って見える人がいるのをご存じですか?私のように『色覚異常者』と呼ばれる人たちのことです。『異常者』というのはなんだかいやな響きです。生まれつきの異常で治らないので『異常者』レッテルを貼られています。私は『第2色覚異常第3度』と診断されました。割と強度の異常らしいです。でも実際『色覚異常』とは何なんだろう。他人がどんな色を見ているのかは誰にもわからないのに。私自身今まであまり考えてこなかったし、同病の人とのつながりもなかった。社会で色を使う人たちもあまり考えてくれないみたいで困ることが多いのに。そんなときに天からインターネットが降

ってきたのです。みんな意見を言い始めました。そこで私もホームページを作ってみました。」(引用：<http://www.kisweb.ne.jp/personal/txsn/color/>)。既に述べたように、法律・制度上では様々な形で障害者の社会参加を制限してきたバリアが取り除かれつつあるが、制度上だけでなく、多面的に障害者の完全な社会参加の推進を進める必要を感じている。

．本学のこれまでの取り組み

1．学生センターの取り組み

現在まで、障害のある学生には、個別に対応してきた。たとえば脊椎損傷の学生に対しては、体育館の入り口をスロープにしたり、身障者用トイレを新設したりした（４（２）「身体障害のある学生」を参照）。今年度入学した視覚障害の学生に対しては、初めて全学的な取り組みがなされたので、その項（ １ ）を参照されたい。学生の個人的な相談には、学生センターの年齢の近い職員が個人的に相談にのったこともあった。

2．受験者への入試係の取り組み

障害のある学生の入試には、その都度個別に対応している。入試係には障害の種類別に対応をマニュアル化したものはない。例としては、手話通訳、試験に先立つ聴力検査、別室受験、問題の点訳、付き添いを認めるなどである。

今年度、聴覚障害のある学生が障害児教育教員養成課程の推薦入試を受験した。例としてその際の対応を以下に挙げる。

- 1) 入試係から障害児教育講座宛に「聴覚障害のある学生が受験するので、対応について配慮いただきたい」という依頼文書が出される。
- 2) それをうけて、障害児教育講座・附属障害児治療教育センター合同会議が開かれ、手話のできる教官が支援をすることが決まる。
- 3) 入試係には、対応可能である旨と支援担当教官名を連絡する。
- 4) 支援担当教官は、事前に当該学生と面接して障害の程度を把握し、必要な対策を入学主幹に報告する。
- 5) 4) の報告に基づき、入学主幹から推薦入試担当教官宛に、入試時の配慮依頼の文書が出される。
- 6) 推薦入試担当教官は支援担当教官と連絡を取り、どのような対応策が必要か事前に協議する。
- 7) 入試当日の支援担当教官の実際の支援は、以下のとおりであった。

聴覚障害のある学生に対し、どのような手順で試験が行われるか、試験開始前に説明する。グループディスカッションにおいて同一グループとなるメンバーに、聴覚障害のある学生が入ることを説明し、どのように話したらよいかを説明する。

推薦入試担当教官に、試験会場の必要な機材のセッティング（机、椅子、ホワイトボードなどの間隔や角度、配置場所等）についてのアドバイスをする。

実際の試験にあたっては、

- a. 聴覚障害のある学生に対して、発言している学生の位置を身振りで示す。
- b. 発言する学生の横へ移動して、聴覚障害のある学生に対面しながら、発言を手話通訳す

る。

- c. 聴覚障害のある学生が（手話で）発言するときには、その横について、発言を音声で日本語に訳す。

他のメンバーの発言が早すぎて手話通訳が追いつかない場合は、ゆっくり発言するように促す。

3. 保健管理センターの取り組み

身体臓器障害があり修学上援助が必要であった事例への保健管理センターと体育科との連携

「保健管理センターにおいて身体臓器障害をもつ学生に対し体育科と連携し対応したケース」

福岡教育大学においては身体障害を持つ学生に対して種々の支援活動を行なっている。保健管理センターは学生の心身の健康を維持・増進・支援するという立場から学生に接している。感覚器や運動器の身体障害のように、他者から身体障害の有無がわかりやすいものは、対応が実施に移しやすい。しかし身体障害と認定されていないような軽度の障害や内部臓器障害は外部からその障害の有無がわかりにくく、また当人もどの程度の生活上の制限や授業履修時の運動制限が必要かわからないことが多い。そのような学生に対し、保健管理センターが医学的な観点から障害の内容・程度を把握し、履修に困難性が予想される場合、当該科に対し適切な対応をしてもらうよう働きかける必要があると考えられる。

入学健康診断基準の緩和に伴い保健体育の実技が困難な身体障害のある学生の入学、入学後の病気や事故のため保健体育の実技が困難になった学生の発生があった。さらに内部臓器障害で水泳やマラソンなどの激しい運動が困難な学生の入学があった。

過去 10 年間に、当保健管理センターで対応した、明らかな身体障害者を除いた、内部臓器障害者や皮膚疾患をもつ学生について、別表に一覧表示した。

表7 対応ケース一覧

入学年度	性別	障 害	対 応
4	女	股関節障害・脱臼	指導教官と体育履修について対応を相談
4	女	椎間板ヘルニア	体育実技の調整
5	女	膝関節障害	特別体育
5	男	紫斑病性腎炎	総合病院にて加療中、対応を相談
6	男	慢性糸球体腎炎	総合病院にて加療中、特別体育
7	男	日光過敏症	特別体育
9	女	日光過敏症	特別体育
11	女	甲状腺機能亢進症	総合病院にて加療中、特別体育
12	女	アトピー性皮膚炎	水泳見学
12	男	IgA 腎症	特別体育
13	男	紫斑病性腎炎	特別体育ではないが、校医紹介

4. これまでの障害学生への取り組み例

(1) 聴覚障害のある学生

1) Aさん [昭和51年入学 / 障害児教育]

言語獲得前の失聴で最重度の聴覚障害を有する。ろう学校幼稚部に通ったが、小学校以降は通常の学校に通った。彼の記事が西日本新聞にも載っている。それによると、大学1年生の夏休みまでは、友人のノートを借りたが限界になり、その後聾課程の学生が手話通訳やノートテークでしのいできた、とのこと(資料1参照)。

A氏が三年生の時、「A君の学習権の保障を実現させる会」が発足、手話通訳、ノート筆記係の設置、聴覚障害者が入学した場合、障害程度に応じた講義法などを研究する専門機関の設置、など3点を要求している。

彼が直面した最大の問題は教育実習であった。毎日、ノートテークをしてもらったが、子どもとのコミュニケーションがとれず、わずか4日で挫折。教育実習の単位は未習得のまま特例措置で卒業した。このことがきっかけになり、教育職員免許法の一部が改正され、聾学校での実習に振り返ることが認められた。この改正以後、他大学も含め、重度聴覚障害学生の教育実習は聾学校で行うことがほとんどとなった。

結局、A氏の場合、後手後手の対応しかとれず、最大の対応が特例措置で卒業させてしまうということだった。

2) Bさん [平成2年入学 / 障害児教育]

B氏の場合は、学内の公衆電話を聴覚障害者用(シルバーホン)に取り替えたり、FMラジオを利用してFM補聴器の代用としたりしたようだ。学習に関しては、ノートテークを友人に頼っていた。教員採用試験合格が困難な時期にも関わらず、教員採用試験に合格し聾学校に赴任した。

3) Cさん [平成9年入学 / 総合芸術(美術)]

C氏は専攻が実技系であり、専門科目は一般講義ほど問題はなかったようだ。しかし、他の講義では、FM補聴器を使用しても明瞭度が充分ではなかった。本人は手話を知らずに入学してきたため、手話通訳も利用できなかった。そのため、ノートテークが主な学習保障の手段であった。その後、本人も手話を覚えたが、手話通訳が派遣されることはなかった。

(2) 身体障害のある学生

1) Dさん [昭和55年入学 / 小学校・体育]

学部に入學した年、交通事故によって脊髄損傷に。脊髄損傷後、車椅子を利用。2年間の休学の後、復学した。復学後、車で通学していた。【対応】障害者用駐車場がこのころ全学的に整備されたのではないかとのことである。また、障害者用入構証もこのころ設けられたのではないかとのことである。下半身まひで車椅子を長時間利用のため、保健管理センターにて毎日、褥瘡への対応をしていた。

学部学生のころから障害児教育科教官の主催する臨床活動に参加していた。

本人が障害児教育へ転科を希望した。【対応】保健体育科から障害児教育科に相談がなされた。障害児教育からの回答は次の２点であった。障害児教育では基礎免として普通免許状１種を取得の上、さらに養護学校等の免許状１種を取得しなければならないため転科はしない方がよい。

障害児教育を学ぶ意志があるならば、卒業後（普通免許状取得後）１年課程である言語障害児教育教員養成課程へ進学する方がよい。そのため、保健体育科での対応について、障害児教育科からアドバイスがなされた。

実習に備え附属小へ参観するが、その結果、本人から辞退の申し出があった。【対応】保健体育科主任より学生部長へ実習に関する内規改正依頼がなされた。当時「履習基準の特例措置取り扱い内規」の適用は、「主免又は基礎免教育実習に参加し履修出来なかった者に限る」とされていたが、これでは当該の学生に適用できないという理由であった。結果的には、当該の学生は養護学校において実習を行った。

学部卒業後、障害児教育科の言語障害児教育教員養成課程（１年間）に入学した。

障害児教育第一教棟の教室は２階にあったが、エレベータが設置されていなかった。【対応】２階の教室へは毎回友人数人に手伝ってもらって階段を上がっていた。そのため特に学科は対応策をとらなかった。

本人から大学への要求はいろいろあったようだが、内容は現在では不明である。また、障害児教育科の学科会議では取り上げられなかったようである。学科からの大学に対する要求もなされたか否かは現在では不明である。

当時の学内における設備面での対応は不明であるが、現有の障害者対応設備整備状況（表８）から判断すると、当時特に対応はとられなかったと考えられる。

２）Eさん [昭和61年入学 / 小学校・数学]

学園祭での事故によって脊髄損傷に。休学の後、退学。

３）Fさん [平成3年入学 / 障害児教育]

学部受験時より車椅子を利用。障害に関する詳細は不明。

自分で車を運転していた。学内移動も車を利用することがあった。【対応】当時から障害者対象の入構許可証発行制度があったとのことである。

設備面に関し、大学に対して本人から特別な要求はなかった。【対応】 当人からの要求が特に無かったため、学科からも大学へ特別な要求をしなかった。当人は比較的早い段階から障害者として自立を遂げており（高校でも寮生活をしていた）また、適宜友人や周囲の手を借りて段差を上るなどし、たいいていのことはほぼ問題なかったようである。指導教官は、本人が特に配慮を求めている様子もなく、他の学生と同様に扱われることを望んでいると感じたことから、特に対応しなかったとのことである。表８にあるように、当時図書館にエレベータが設置されたり、障害児教育第一教棟の１階西側に自動扉が設置されたりした。なお、当時は要求すれば補正予算等で潤沢に予算がつく状況であったとのことである。

健康診断でのレントゲン撮影は、通常のやり方では難しいため、配慮してほしい旨の要望が本人からあった。【対応】保健管理センターで対応した。

体育は車椅子利用のため、通常通りでは困難であった。【対応】保健管理センターと保健体育科で対応し、特別体育（p19、23 参照）の受講が可能となった。

教育実習に関しては、本人から配慮の希望があった。【対応】特例措置の内規を適用し、基礎免および本実習のいずれも同一養護学校で実施した。

4) その他の学生

Dさんより以前にも、ポリオ（脊髄性の小児まひ）後遺症の学生が少なからず存在した、とのことである。当時は車の時代ではなかったため、松葉杖を使用して通学していたとのことである。また、アトローゼ型脳性まひの学生もいたとのことである。

また、現在でも内部疾患（心臓病、腎炎等）の学生が少なからず存在する。入学後に本人から申し出るというかたちで明らかになる場合もある。

5) 身体障害のある学生への対応

a. 身体障害に対する学内施設・設備の対応状況

Fさんの入学をきっかけに、平成3年度から部分的にはあるがエレベータの設置が推進された（表8参照）。図書館や自然科学教棟にエレベータが設置された。このときにはなぜか車椅子を利用する学生がいるにもかかわらず障害児教育第一教棟には設置されなかった。障害児教育第一教棟にエレベータが設置されたのは当学生が卒業する年度であった。一方、エレベータと並行してスロープの設置も部分的に進められた。人文社会教棟や教育心理科に設置された。また、自動扉が図書館に設置された。障害児教育第一教棟に自動扉が設置されたのは当学生が卒業してからであった。障害者用屋外便所が人文社会教棟前に設置された。障害児教育第一教棟にも障害者用トイレが設置された。

以上からわかるように、本学の施設・設備面の身体障害者対応は、基本的に平成3年以降から充実されたといえる。

b. 特別体育

保健管理センターは、学会等で得た情報として、他大学では「特別体育」を実施しているといった情報を根気強く提供し、本学の特別体育の実施を促してきた。昭和53年に内部疾患のある学生に対する特別体育が本学で初めて実施されたとのことである（記録は入手できなかった）。

特別体育が実施されているが、実施曜日に関しては4年生等の都合が優先されるため、どうしても受講できない（自分の専門の授業と重なってしまう等）ことがあり、保健管理センターへ相談が現在でもよくある。その場合、保健管理センターで受講できそうな種目の授業を選定し、授業担当者に情報を提供するという媒介的役割を果たす。この場合も、夏になると水泳（特に小学校の課程は必修）になるため、再び相談があることが多い。

表8 本学関係建築物における障害者対応設備の整備経過（主に平成3年以降について）

本表は、施設課により提供された情報（施設課に保存された概算要求・営繕要求書類をもとに施設課が作成した文書および口頭でのインタビュー）に基づいて作成した。

棟名称	年度	内容	備考
共通講義棟	昭和41	スロープ	改修に伴う これ以降、各階段ごとのスロープの設置はまったく実現されていない。
事務局	昭和54	入り口の段差解消のためのスロープ	改修に伴う
食堂	昭和54	スロープ	改修に伴う
障害児治療教育センター	平成3	(エレベータ) (身障者用トイレ)	新築に伴う
図書館	平成3	エレベータ	車椅子の学生が入学
人文社会教棟	平成3	スロープ	
教育心理科	平成3	スロープ	
図書館	平成4	自動扉	車椅子の学生が入学
自然科学教棟	平成4	エレベータ	車椅子の学生が入学
障害者用屋外便所	平成5	身障者用トイレ	
障害児教育第一教棟	平成5	身障者用トイレ	車椅子の学生が入学
障害児教育第一教棟	平成6	エレベータ	車椅子の学生が入学
障害児教育第一教棟	平成8	自動扉	
美術書道科教棟	平成10	身障者用トイレ	全面改修に伴う
人文社会教棟	平成10～11	身障者用トイレ	全面改修に伴う
音楽科教棟	平成11～12	エレベータ 身障者用トイレ スロープ	全面改修に伴う
保健管理センター	平成12	扉を両開きに 入り口の段差解消	入り口の増築に伴う
人文社会教棟	平成13	エレベータ スロープ	学部からの営繕要求 もう一機要求があるが検討中
附属小倉中学校	平成14	身障者用トイレ	全面改修に伴う
障害児教育第一教棟	平成14	身障者用トイレ	トイレの改修に伴う

当該資料は過去の概算要求・営繕要求書類をもとにしているため、工事内容もしくは要求理由に障害者トイレ等の項目が名称として挙げられていない場合には、当該資料から漏れていることになる。

〔 当該資料に漏れた障害者対応設備がある場合は下記まで連絡をお願いします。 〕

障害児教育講座 大平 壇 (TEL. 1920)

家政科教棟、保健体育科教棟、技術科教棟、技術センター、情報処理センター、教育実践総合センター等は障害者未対応である。

平成5～6年頃に家政科教棟の全面改修があったが、障害者用トイレ、スロープ等の設置がなされなかった(現在ではその理由は不明)。

障害者用駐車場については資料が残っていないため、不明である。

公共の建物を新築または全面改修を行う場合は、県（政令指定都市にあっては市）の土木事務所に届出を行う。その際に、事務所から建築基準法（罰則規定なし）に基づく指導があり、障害者用トイレなどの設置を求められる。

c . 教育実習に際しての事前相談

教育実習に際しては、保健管理センターから事前に学生を呼び出し、相談を行う。本人が構わなければ、実習先の養護教諭に事情を知らせることを勧める。また、主治医がいれば、主治医に相談することを勧める。

d . 教員採用試験に際しての対応

色覚異常に関して、高柳泰世医師によって 1986（昭和 61）年に行われた、全国の国立大学、公立大学、私立大学、政府所管大学校総計 484 校の実態調査（国立大学の医・歯・薬・獣医・教育学部での色覚異常のある学生の入学制限がとくに目立った）を契機に、国立大学協会や文部省（当時）へ強力な働きかけが続けられ、1987（昭和 62）年以降に急速な改革が進み、現在では防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校など政府所管大学校の一部を除いてほとんどの大学で制限が撤廃されている（表 9）。

表 9 色覚異常者に対する大学入学制限の緩和状況（括弧は％）

高柳泰世著『つくられた障害「色盲」』朝日新聞社より

大学数	国立(94)	公立(39)	私立(333)	大学校(18)	計 484
1986 年	47(50.0)	5(12.8)	21(6.3)	5(27.7)	78(16.1)
1987	23(24.5)	2(5.1)	14(4.2)	5(27.7)	44(9.1)
1988	9(9.6)	1(2.6)	11(3.3)	5(27.7)	26(5.4)
1990	5(5.3)	2(5.1)	10(3.0)	5(27.7)	22(4.5)
1991	4(4.3)	1(2.6)	8(2.4)	5(27.7)	18(3.7)
1992	3(3.2)	0	6(1.8)	5(27.7)	14(2.9)
1993	2(2.1)	0	4(1.2)	5(27.7)	11(2.3)
1994	2(2.1)	0	4(1.2)	5(27.7)	11(2.3)
1995	2(2.1)	0	2(0.6)	5(27.7)	9(1.9)
1996	2(2.1)	0	2(0.6)	5(27.7)	9(1.9)

最近では、小・中・高等学校で色覚検査は行われなくなっている。文部科学省ではこのような現状を受け、学校保健法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）の一部を改正する省令案に関するパブリック・コメントの実施を行った（平成 14 年 3 月 4 日締め切り）。示された案には、児童、生徒等の健康診断関連として、「健康診断の必須項目のうち、色覚検査を削除する」とされている。これについては、平成 15 年度の健康診断から適用する予定となっている。

しかしながら、教員採用試験において、精密検査を受けるよう指示を受ける学生がおり、当該学生はこの時点で自分が色覚異常であることを知り、保健管理センターに相談してくる。また、色覚異常であることが理由で教員採用試験を落とされたのではないかと相談に来る学生もいる。保健管理センターでは相談を実施し、アドバイスを行っている。なお、学校教育法ならびに教育職員免許法ともに色覚異常を欠格とする条項はない。

なお、障害者等に係る欠格事由の適正化を図るため、厚生労働省関係法律 27 本を一括して改正する「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律（「欠格条

項見直し法」)が平成 13 年 7 月 16 日から施行される。これに伴い、労働安全衛生法関係省令について所要の整備を行うこととし、併せて、労働安全衛生法に基づく雇入時健康診断において事業者を実施を義務付けている色覚検査について、これを廃止する(平成 13 年 7 月 16 日施行)とともに、労働安全衛生関係省令における「色」を活用した安全確保のための識別措置について所要の改正を行う旨、平成 13 年 7 月 10 日に厚生労働省から発表された(「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案の概要について」)。

．本学の現在の取り組み

1．視覚障害のある学生に対する全学的取り組み

平成 13 年度の推薦入試で、視覚障害のある学生が生涯スポーツ芸術課程に入学した。その取り組みは本学における初の全学的取り組みといえるものである。以下、順を追って報告する。

(1) 入試までの経過

平成 12 年

- ・ 6月 *本人から 12 月の推薦入試受験に当たっての事前相談あり。入学試験管理委員長から教務委員長ほかへ、検討依頼。
*教務委員長から回答。受講する授業担当教官に協力を依頼、点字ブロックの敷設、点字翻訳機などの整備、人的支援体制の確立。
- ・ 9月 *入学試験管理委員会が受験許可決定。
- ・ 12月 *推薦入試合格
*出身校（筑波大学附属盲学校）教諭との話し合い

(2) 入学決定後の対応

平成 13 年

- ・ 1月 *筑波大学附属盲学校からパソコンシステムの資料、「身体に障害を有する学生の補助等について」のマニュアルが提出される（ただちに機器の見積もりに入る）
- ・ 2月 *部会で入学試験管理委員会が全盲学生の入学を報告
*教務委員会の審議 本学の対応マニュアルを作成する
*授業が初回から受けられるように、担当教官と打ち合わせする
*視覚を前提とした授業では特別の工夫をする旨を確認
*全学的なプロジェクトとして経費を要求する
*市道・県道への点字ブロック設置依頼（宗像市、福岡県土木事務所）
- ・ 3月 *会計課に備品類の予算要求
*マニュアル（「視覚障害のある学生の履修支援の手引き」教務委員会作成）を全学に配布（資料 2、資料 3 参照）
*筑波大学附属盲学校教諭との話し合い
*教務委員会報告 音楽以外の受講科目を決定 等
*予算委員長に学習補助者（チューター）雇い上げ経費を要求
*本人および歩行訓練士との話し合い
- ・ 4月 *当該学生への連絡窓口を一本化（教務課長補佐）
*授業担当教官へ受講予定と本人の希望を伝達
*プール横、教育大前駅構内、駅横の信号から西門まで点字ブロックが敷設されていることを確認

* 本人から掲示物のコピーが欲しいとの依頼（見落としがないよう）

* チューターの選考は音楽教育講座で進めていることを確認。

- ・ 5月 * 学長裁定で「身体に障害のある学生の支援懇談会」が発足する（資料4参照）。

(3) 支援の内容

以下に、支援の内容を項目別にまとめる。

表10 視覚障害のある学生への支援内容

	大学の対応	音楽教育講座の対応
入試時の対応	入試に関する配慮を講座に依頼	付き添いの入室を許可 試験時間を延長する
設備面	点字ブロック敷設 手すりをつける 部屋の入り口に点字を表示	
物的支援	点字パソコン 点字プリンタ 点字楽譜 教科書の点訳	点字楽譜
人的支援	チューターの予算計上 点訳の予算計上	チューターの選考、配置（常時 3人）
授業への配慮	受講する授業の担当教官に受講 時の配慮を依頼 前期終了後、授業担当教官にア ンケートを実施（資料5）	教科書・資料の点訳 資料を授業前に渡す フロッピーディスクに資料を入 れて渡す 触覚で覚えてもらう工夫 必要部分を音読する レポートの提出期限を延ばす
寮生活		寮務委員会が対応マニュアルを 作成、寮生に配布（資料6）
その他	対応窓口を一本化（教務課） 全学に対応マニュアル配布（「視 覚障害のある学生の履修支援 の手引き」） 「障害のある学生の支援懇談会」 の設置	教官が点字講習会に参加

(4) 音楽教育講座の取り組み（音楽教育講座：主任吉田由布子先生のインタビュー）

視覚障害のある学生の入学が決定したときから、さまざまな支援策を講じた。支援機器のほとんどは大学の予算で措置され、講座が準備したのは点字の楽譜の一部である。視覚障害のある学生の高校の担任を交えての点字の講習会に参加した教官もいた。また、常時3人配置されているチューターは本人と同じ課程の学生である。

授業の方法としては、視覚を他の感覚（たとえば触覚）で補う方法をとれば理解に問題はないし、点字のテキストがあれば理論なども問題なく理解できる。前もって資料を準備したり、テキストを音読したりするなどのほか、レポートの提出期限を延期するという特別な配慮もしている。し

かし、グループで行う授業のときなどは、様々な面で周囲に迷惑をかけるということを学生本人が気にかけており、やや消極的な面も見られた。音楽教育講座としては、物的な支援よりむしろ精神的な支援が必要だと感じており、廊下であったときも教官全員が声をかけるようにしている。

(5) 視覚障害のある学生のインタビュー

大学の対応について：入学前は他の人から「大変なことが多い」といわれていたが、大学側の対応は十分なものであった。パソコンや点字ブロック、授業を受ける際のサポートなど、設備や物品面のサポートにはいまのところ、改善してほしい点は見当たらない。「困ったことがあったり、何かあったら言ってください」といわれるが、いまのところ特に改善してもらいたい点は思いつかない。寮の生活も慣れてきた。

本学の他の学生の対応について：いままで、学内で自分に対して他の学生がとった対応で困った経験は、ほとんどない。急いでいる人に声をかけるとその人の迷惑になるかもしれないと思い、ついこちらが声をかけないままになってしまうことがあるといえはあるが、それは自分の側の問題だと考えている。

2. 他機関との情報交換 (S C S)

2002年2月12日、文部科学省メディア教育開発センター主催でSCS研修「高等教育に学ぶ障害者への配慮と学習支援」が実施された。参加した教育機関は本学を含め9つ。SCSを利用して、問題関心を共有する各地の大学を繋ぎ、障害を持つ学生が直面している問題やその解決策などを議論することを目的とした。SCSのテレビ会議システムは、移動困難な人には遠隔地の人々との交流を容易にし、聴覚や視覚に障害を持つ人には手話や音声をとおしてより自由なコミュニケーションを提供する。この研修では障害者への学習支援の問題を討議すると同時に、障害者にとってより有意義なSCSの活用法を模索した。その概要はWeb上に掲載しているので、そちらを参照頂きたい (<http://www.fukuoka-edu.ac.jp/~tomiohta/scs0202.htm>)。来年度も3回、SCSを利用した研修を計画している。

．他大学の取り組み

1．国内

本章では国内大学の障害学生支援について、先駆的に取り組んでいる私立大学3校、日本福祉大学、立命館大学、関西学院大学の概要を報告する。次いで、国立大学における取り組みの現状として、国立大学協会第3常置委員会（2001）の『国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書』の概要について報告する。さらに、全国障害学生支援センターの活動についても概説する。

(1) 日本福祉大学

日本福祉大学は国公立大学の中で最も多数の障害者を受け入れている大学の一つとなっている。また、障害を持つ学生の勉学・生活を、大学として総合的に支援するために、障害学生支援センターが開設されている。パンフレット『障害を持つ学生のために - キャンパス・ガイド』は、障害による困難の理解とその緩和・軽減にかかわる施設・設備の配置場所や特性、それらの利用の仕方などについての情報を提供するために作成された。以下、上記パンフレット（HP）について概要を報告する。

1) 障害学生に対する取り組みの歴史

障害に対する特別な手だてについて意識化され始めたのは、全盲学生の受験希望が出された1969年からである。「身障入試特別委員会」が設置され、1970年度からは特別入試体制（点字出題・解答、別室受験）を発足させた。さらに、障害者体育クラスや定期試験における特別配慮、点字図書の配備等に取り組まれ始めた。1973年には学生自治会のもとに『学内障害者の勉学・生活条件を守り発展させる会』を発足させ、難聴学生のためのループアンテナの導入、身障者トイレやスロープの設置を要求し、実現させた。

1983年のキャンパス移転後には、立体コピー機、音声ワープロ、点字ワープロ、シルバーホン、車椅子用公衆電話等の設備面が整備された。障害学生の入学は130名を越えるようになった。学生の要求をふまえ、図書館でのリーディングサービス、英語の聴覚障害者特別クラスの設置等の配慮もなされた。

1991年に「障害学生問題特別委員会」、「障害学生の勉学・生活条件改善委員会（障害学生委員会）」が設置された。「障害学生委員会」では障害学生に対する施策の柱を、施設・設備・機器の改善・充実、障害学生の安全対策（阪神・淡路大震災後）、講義やオリエンテーションの改善、ボランティア体制の充実、の4本に据えた。公衆ファックスや身障者トイレのウォッシュレット化、研究室の点字表示、図書館書庫へのフラッシュライトの配備（安全対策）等が実現した。

講義やオリエンテーションの改善、ボランティア体制については、障害学生、自治会、関係団体とともに1993年より「障害学生連続講座」を開始した。障害学生奨学金、オリエンテーションへの手話通訳者の配置、講義資料の点訳体制、教材ビデオの字幕付け等が実施された。一般学生、新任教員にもオリエンテーションを通して障害学生の支援について周知を図った。

1998年4月「障害学生支援センター」が設置された。入学前から卒業までの学生生活における特別な配慮のあり方について見直し、きめ細かな取り組みが進められた。

1998年5月現在、身体に障害のある学生は1998年5月現在で80名在籍している。障害種別の面では、肢体不自由が最も多く(42名、53%)、聴覚障害(20名、25%)と視覚障害(11名、14%)がこれに続き、心臓や腎臓などの内部障害の学生も(7名、9%)いる。

2) 学内生活

学内の移動について、スムーズに行えるよう以下の措置がとられている。歩行者用通路の勾配は基本的に15度以下に設定、構内の屋外主要導線に点字ブロックの設置、高低差の大きい箇所へのエレベータの設置、エレベータへは「身障者用操作ボタン」、「鏡」、「点字表示」、「音声案内装置」、「挟み込み防止の安全機能」の設置と共に「扉開閉時間の調整」を実施、学内施設においては自動ドアや引き戸を導入。構内に障害学生用駐車スペースを設け、車椅子学生の自動車通学を許可、移動時の荷物持ち運びを軽減するために「障害学生用ロッカー」を設置。

学内生活上の配慮として、大学からの情報提供は「掲示板」と「学内放送」によって行われている。

掲示板における掲示内容は、事務室の窓口で口頭で確認したり、事務用の「掲示控え」で確認することが可能、聴覚障害のある学生には非常時(火災など)に「パトライト」および「フラッシュライト」で伝達、聴覚障害学生へ非常連絡用のポケットベルの貸出し、教室へのループアンテナの設置、音声調整可能な公衆電話や車椅子用公衆電話を設置、聴覚障害学生への連絡用として公衆ファックスの設置。

トイレについては、身障者用トイレ(ウォシュレット、手すり、非常用ベル等整備)が設置されている。

安全の確保について、全学の避難訓練において障害学生への対応を位置づけている。学内の大規模工事については障害学生のために、あらかじめ工事説明会を開催している。

3) 学習生活

学習生活については、研究室の部屋番号の点字表示、点字による教室表示、車椅子学生専用席の確保、バリアフリーコピー機(音声案内、フラッシュライト付)の設置、障害学生休憩室の設置、などの支援がなされている。

授業を受ける上での配慮事項として、4月のオリエンテーション時に、障害学生との個別面接を行うとともに、クラス制科目については4月にどのような障害学生がいるかを担当教員に伝えている。

肢体不自由学生への配慮として、車椅子用座席を設置、上肢障害者へは、講義ノートをとるためにワープロの利用や講義の録音を許可している。講義の筆記や学内生活を介助するボランティアを大学として派遣している。

視覚障害学生への配慮として、授業の資料についてはボランティアによる点訳、リーディングサービスを行っている。「英語」および「社会福祉基礎演習」ではテキストの点訳を大学の責任で行

っている。対象の学生には拡大コピーを用いている。

聴覚障害学生への配慮として、ループアンテナが設置されている講義室がある。「移動式ループアンテナ」の貸出しも可能である。「FM 補聴器」を利用できる。大学が開催するオリエンテーションやガイダンスへは「手話通訳者」、「ノートテイク」の派遣を大学の責任で行っている。通常の講義の情報保障としてもこれらの派遣が可能である。教室のビデオボックスには「携帯用の蛍光灯」が常設されている。ビデオ教材へ字幕をつける環境も整備されている。

内部疾患・精神障害の学生の配慮として、保健室や学生相談室の利用がある。

体育実技では盲バレー、座位バレー、ゲートボール、アーチェリー、車椅子バスケットなどを取り入れているクラスもある。

レポート・期末試験について、視覚障害学生への配慮については、レポートは点字、FD（フロッピーディスク）、録音テープ、友人の代筆により提出することが可能である。筆記試験は原則として点字で出題し、点字用の解答用紙も準備される。弱視の学生については拡大コピーで問題を用意する。必要な場合には時間延長も認められる。

肢体不自由学生への配慮については、レポートはFD、録音テープ、代筆での提出が可能である。筆記試験では、文鎮の持ち込み、ワープロ、口述解答が可能である。大きめの解答用紙を用意することもできる。必要な場合には時間延長も認められる。

聴覚障害学生への配慮については、試験時間中の指示など、文章で伝達を行う。

教員への配慮については、視覚障害の板書の場合、なるべく大きな文字を書く。視覚教材を用いる方が理解しやすいと学生が申し出た場合には配慮を求める。聞き取りに障害のある学生がいる場合は、はっきりした発音でゆっくり話しをしてもらう。脳性まひに起因する障害を持っている場合、心理的緊張によって運動コントロールの困難が増大する場合もあり、授業中に発表させるような場合には、せかさずゆっくり待ってもらう。運動コントロールや筆記の困難さに対しても配慮してもらう。視覚障害の学生がいる場合、資料・板書など、なるべく詳しく解説してもらう。

障害学生奨学金について、障害のために学修上特別な負担を有している学生に毎年ごとに給付される奨学金の制度がある（返還の必要なし）。

4) 学内施設

付属図書館におけるサービスとして、視覚障害学生への配慮については、対面朗読サービス、点字図書データの提供、点字図書・録音資料・大型活字本の収集、代行検索、図書・資料の出納などの利用援助、国立国会図書館「学術文献録音サービス」の受付、点字図書・録音図書の他館借り受けの窓口、機器の設置（拡大読書機、拡大レンズ、拡大コピー、立体コピー）などがある。聴覚障害学生への配慮については、筆談による利用相談、字幕付ビデオの購入、ビデオの英語字幕の呼び出しができるビデオキャプションの設置、携帯用ループの設置、などがある。肢体不自由学生への配慮については、車椅子用のトイレやエレベータ、車椅子用専用机、リクライニングチェア、低床コピー機の設置、職員による機械検索・各種目録等の検索、書棚からの本の出し入

れなどの援助、などが挙げられる。

メディア教育センターにおけるサービスとして、機器の利用などについての相談、「障害者支援ソフト」の試験的導入、点字・墨字プリンタの設置、(点訳する際文字入力の手間を省ける)墨字読み取り(文字認識)ソフトが利用可能、などが挙げられる。パソコンには音声支援装置、点字ディスプレイが接続されており、視覚障害者が文章の編集を行えるようになっている。

障害学生支援センターでは、当事者である障害学生や関係学生団体とともに、障害学生のための施設・設備などの改善、障害学生の学習・生活上の具体的な困難への大学としての支援の推進、ボランティア(ノートテイク、OHP、手話通訳、生活介助、点訳、VTR テープおこし、VTR 字幕つけ、リーディング、ガイドヘルプの募集・養成・派遣)、他大学、他機関との連携推進、などを関係部局・機関と協力しながら進めている。

5) 学外生活

住居については、障害学生への配慮がなされている学生寮や、指定下宿の斡旋を行っている。交通移動については、障害学生は車両通学の許可を申請できる。ボランティアによる送迎をうけて大学へ通学することも可能である。

6) 進路と就職

障害学生の進路と就職については、情報の提供等を行っている。

(2) 立命館大学

身体障害者援助は、該当者に対する個別の援助を本人の発達・社会的自立を阻害しない範囲で行うことを基本とし、勉学上の諸問題、日常生活援助上の諸問題等について関連各部課が協議を行い、問題解決のために取り組んでいる。

視覚障害のある学生に対する援助としては、点訳・墨訳・拡大コピー等についての費用の一部補助、「英和辞典」、「国語辞典」等の点字辞書類の他、「基本法令集」などの点字資料を整備、

国立国会図書館の学術文献録音サービスによるテープの利用、対面朗読室、点字タイプライタ、カセットテープレコーダ、拡大読書機等の設置、図書貸出期間の延長措置、などがある。

聴覚障害のある学生に対する援助としては、本人依頼による手話通訳者またはノートテイカーに対する謝礼相当額の一部補助、授業教室の一部に誘導コイル設置、授業の際に音量を増幅させるワイヤレス補聴器等の機器の貸出、などがある。身体障害者用施設・設備としては、リーディングルーム、身体障害者専用トイレ・共用トイレ、手すりつきトイレ・洗面所、身体障害者用エレベータ、スロープ、階段のてすり、対面読書室、点字建物案内板、エレベータ内外の点字案内板、点字床タイル、ブロック、等が設備されている。

リフト付市バスが大学を結ぶ区間を運行している。

(3) 関西学院大学

身体障害学生支援マニュアルを全教員に配布している。大学や学部で把握していない比較的軽度の障害者や、入学後障害者となった学生が授業を理解するのに苦労しているケースも考えられ

るため、全ての教員に授業方法について協力を呼びかけることになった。教員に配布されるマニュアルには、最初の授業で障害のために特別の配慮が必要か否かを確認し、視覚障害学生に対しては資料・板書などをなるべく詳しく説明すること、また聴覚障害学生に対しては板書しながら後ろ向きで話すことを避けてできるだけゆっくり、はっきりとした発音で話すこと、などが明示されている。

(4) 国立大学における現状

国立大学協会第3常置委員会では、各国立大学の身体に障害を有する者への支援等に関する現状と課題を実態調査し、今後に必要な課題を提起する形で、2001年に『国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書』を刊行した。本稿では、調査結果(第部)をふまえての「第部 国立大学における身体に障害を有する者への支援を推進するために」について整理することとする。

1) 障害学生の受け入れ体制の整備

1998～2000年度までの三年間に障害学生の受験ないし受験相談のあった大学の数は80%に達している。また、入学者の数も80名前後と一定の数値を示し、障害の種別も多岐にわたっている。受験相談窓口はほとんどの大学に設置されているが、障害学生の受験に関する何らかの規程がある大学は31%、全学で統一した規程がある大学は14%と少なく、組織的な対応については不十分である。

入学後の相談・支援の窓口について、当該学生の修学上の困難や支障に関する相談窓口を設けている大学は31%、相談に対処する特別な委員会等の組織を設けている大学は11%に留まっている。このような相談・支援体制の未整備には、障害学生の問題への全学的な関心がまだ低いことに加えて、相談・支援のあり方やシステムに関する情報の不足、モデルの欠如も大きく影響している。

2) 障害学生のための施設・設備の整備

障害学生の修学に必要な施設・設備については、整備の完了した大学が約20%、整備されつつある大学が60～70%となっている。整備の内容としては、玄関等のスロープと自動ドア、身障者用トイレ、身障者対応のエレベータ、身障者用駐車スペース、視覚障害者用の誘導ブロック、車椅子用座席などが中心である。本報告書では資料として「障害学生からの声」を掲載しているが、施設・設備について、大学側が必要と考えるものと障害学生が求めるものは大筋では一致している。しかし、その設置後に、実際には利用困難なもの(例：エレベータはあっても建物入口にスロープがない)や役立たないもの(例：急すぎて使えないスロープ)もあり、施設・設備の設置と充実にあたっては、その内容をよく検討する必要がある。

3) 障害学生の授業・学生生活に関する支援体制の整備

障害学生に対する講義や実験・実習・実技上の特別措置は約70%の大学が行っている。しかし、全ての授業で措置できている大学は4校に過ぎない。また、措置の内容については、授業場面で

の支援（聴覚障害学生のための手話通訳・ノートテイク）、受講不可能な授業の代替単位の認定、テストへの配慮など、必要最小限の《バリア除去》の段階に留まっている。施設・設備という「ハード面」に比べて、「ソフト面」の整備は不十分な状態にあるといえる。

4) 教官への支援体制の整備

障害学生の受講にあたって、授業を担当する教官側にも、「どのように対応したらよいか」、「具体的にどんな配慮をしたらよいか」という戸惑いが多いことも事実である。したがって、障害学生の学習支援においては、「授業担当教官への情報提供と支援をどう行うか」という視点も不可欠となる。

5) ボランティア等の支援体制の整備と一般学生に対する啓蒙

学内の一般学生や教職員他による学習支援組織については、「ある」と答えた大学は15%のみである。また、一般学生に対して障害学生についての何らかの啓蒙活動を行っている大学も14%に留まっている。さらに、一般学生による障害学生支援を授業の一部としたり、単体に組み込むなどしている大学はわずか12%である。その一方、授業場面での支援等については、一般学生の無償ボランティアに頼っている大学が65%に達し、報酬を予算化している大学は10%に過ぎない。大学側の支援体制の整備と合わせて、障害学生に対する一般学生の理解を深め、一般学生による支援のシステムを構築していく努力が早急に求められている。なお、障害学生からの意見として、点字・手話通訳等の専門的な技能領域については、学内支援だけでは不十分であり、学外の支援団体・個人への委託も考えてほしいとの声もあった。

上記1)～5)における提言は表の通りである。

表1-1 国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する提言*

1. 障害学生の受け入れ体制の整備

- (1) 各大学において、障害学生の修学支援に対する全職員の関心を高めるとともに、組織的な相談・支援体制を整備していくことが必要である。
- (2) そのためには、各学部委員から構成される全学的な「障害学生支援委員会」を設けるべきであり、将来的にはこの委員会を恒常的な「障害学生支援センター」の設置へと発展させていくことが望まれる。
- (3) 国の援助のもとに、基幹大学に「障害学生支援情報センター」を開設し、公立大学や私立大学を含む全国の大学に障害学生支援に関する情報を提供することが望まれる。

また、全国のエリアごとに障害学生支援の中核となる大学を設け、基幹大学・エリアの中核となる大学・個々の大学間の情報ネットワークを形成していく必要がある。

2. 障害学生のための施設・設備の整備

- (1) 障害学生の修学に必要な不可欠な基本的施設・設備の早急な整備が必要である。
また、最も切実な施設・設備の整備に加えて、今後は、点字・音声表示を備えた学内・建物地図、音声誘導装置の設置など、よりきめ細かな設備の充実が求められている。
 - (2) 障害学生用の施設・設備の整備にあたっては、大学側が一方向的に設置するのではなく、障害学生側の希望や意見をよく聴取して、真に利用しやすく役に立つ設備・施設を整えていく必要がある。
-

3. 障害学生の授業・学生生活に関する支援体制の整備

- (1) 障害学生の修学と学生生活を快適で充実したものにするための組織的な取り組みが必要とされている。そのためには、1の(2)に挙げた障害学生支援委員会を学内に設置して、障害学生のキャンパスライフの相談窓口になると共に、当該委員会において障害学生支援の方策と内容を日常的に検討し、全学の教職員に広めていくことが求められる。
- (2) 障害学生の修学への支援を、授業における《バリア除去》だけでなく、入学時のオリエンテーションやガイダンス、クラス構成上の配慮、授業における教官側の配慮と工夫、授業外の学習に対する支援、メンタル・ヘルス・ケアなど、より広範できめ細やかなものに高めていく必要がある。
- (3) 障害学生の授業履修にあたっては、障害の様態に応じた特別コース・クラスの設定や、履修が困難な科目の代替措置など、カリキュラム上の配慮と工夫が必要である。

4. 教官への支援体制の整備

- (1) 今回の調査には、障害学生の授業を担当する教官側の意見や授業実施上の問題点を問う項目、教官への情報提供や支援の実態を問う項目が設けられていない。今後の同様の調査にあたっては、これらの内容項目を盛り込んでいく必要がある。
- (2) 障害学生の支援においては、授業を担当する教官への情報提供と支援も必要不可欠であり、それを可能にする学内体制の整備(1の(2)にあげた障害学生支援委員会や障害学生支援センターの設置)と、全国的な情報提供システムの整備(1の(3)にあげた障害学生支援情報センターの設置)が求められる。

5. ボランティア等の支援体制の整備と一般学生に対する啓蒙

- (1) 一般学生に対して、入学時や在学中に、障害学生支援に関する理解教育を行う必要がある。
- (2) 障害学生への支援活動は、一般学生にとって重要な意義をもつが、支援のすべてを無償ボランティアに頼ることは限界がある。今後は、国側においては報酬の予算化措置、大学側においては学生による支援活動の授業内での位置づけや単位認定など、一般学生の支援活動を定着させ組織化していく取り組みが求められる。
- (3) 専門的スキルを要する支援領域については、学外の支援者への委託など、地域社会との連携も考えていく必要がある。

* 国立大学協会第3常置委員会(2001)19-22頁より

6) 卒業後の進路開拓

障害学生の約1/3は、卒業後の進路が未決定の状態である。障害学生の卒業後の進路に関する追跡調査をさらに綿密に行うと共に、在学中だけでなく、就職先の開拓等、卒業後の進路に関する取り組みも今後必要とされる。

7) まとめ

現在のところ、障害学生への実際的な支援は、その学生を受け入れた学部・講座・教職員の努力にゆだねられることが多く、全学的な取り組みのレベルには到っていない。今後、大学人全体が障害学生の存在に関心と理解を深め、全学的にその支援に取り組んでいくことが求められている。国立大学が率先して障害学生の支援に取り組み、社会に対して支援と共生のモデルを提示していくことは大きな使命の一つといえる。

(5) 全国障害学生支援センター

1999年4月、障害のある学生の様々なニーズに応えるために、「全国障害学生支援センター」が設立され、同年10月に、「わかこま自立生活情報室」から大学案内関係の業務を引き継ぐ形で

町田市で活動を開始した。

センターでは、受験や入学後の学生生活・サポートに関する相談を受け付けている。視覚障害・聴覚障害・肢体不自由の当事者が電話、ファックス、対面で相談に応じている。

また、各大学の障害学生受け入れ状況や設備体制についての情報提供や『大学案内障害者版』の発行を行っている。この冊子は、障害のある受験生に対して、入試情報、受験可否、外国籍を持つ障害学生の受験可否、障害学生のための大学における設備・支援体制、スクールバスや下宿紹介等について、障害当事者の視点で編集されている。国内の他大学における障害学生支援の取り組みについてはこの冊子に概要が掲載されている。

さらに、センターでは、情報誌『障害をもつ人々の現在』を定期的に刊行し、毎年「障害学生交流会」を開催している。

文 献

- 1．国立大学協会第3常置委員会(2001)：国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書．http://www.kokudaikyo.gr.jp/chosa/txt/h13_6.html
- 2．日本福祉大学障害学生支援センター(1998)：障害を持つ学生のために キャンパス・ガイド．<http://www.n-fukushi.ac.jp/shiencenter/index.htm>
- 3．立命館大学(2001)：身体障害者援助．<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/guide/frame8.htm>
- 4．全国障害学生支援センター(2002)：大学案内障害者版．

2．国外

現在、日本の高等教育機関では、大学によって差はあるものの、障害のある学生や志願者への援助が様々なレベルで行われるようになっている。

例えば、福岡教育大学(以下本学)を例にとっても 入学試験に際しての配慮(例：個室受験、手話による面接)、入学後の履修への援助(例：FM補聴器の使用への教官の協力、聴覚障害学生の基礎免許の教育実習を聾学校で行うなど)、学内の物理的環境の改善を含む教育環境の整備(例：エレベータ、スロープ、点字ブロック)などがあげられる。

しかし、障害のある大学生への支援に関して先進国である米国や英国と比べると、大学組織としての包括的な援助は最近になって行われるようになったにすぎない。米国で行われているように学内の学習支援センターの設置やFDを活用して障害に関する知識や支援技術を大学の教職員に教授するシステムもなかった。そのため、本学では、事務局や学生課(現学生センター)、入試係など関連する部門、学生の所属教室や、知識や支援技術をもつ保健管理センター、障害児教育講座、体育講座などが、時には個人レベルや講座レベルで連携しながら限られた範囲で支援が行われてきたにすぎない。

今回の研究では、大学組織として障害のある学生への支援をより発展充実させていくために参考になると考えられる先進的支援の事例を米国と英国にもとめ調査を行った。

米国については、大学に在籍する障害のある大学生の実態、特に日本では教育的定義がなされただけの「学習障害」に関する支援実態の調査(ウイスコンシン大学オシコシ校)を要約し報

告する（河村・納富：投稿中）。また英国からは、通信教育の分野で、長い伝統と実績をもつオープン・ユニバーシティー（以下 OU）の障害学生受け入れの実態を国立情報学センターの調査（広瀬，2000）から、要約し紹介する。

(1) 米国の大学における障害のある学生の実態 - 学習障害の学生への支援を中心に -

米国の大学における障害をもつ学生の受け入れは、日本の大学と比べて進んでいる。米国において 1998 年に大学に入学した障害をもつ学生の数は 154,520 人で、全新生入学生の 9%である。このうち学習障害（LD）をもつ学生は 3.5%であり、1998 年の障害をもつ入学生のうち 41.0%であり、最も大きな割合を占めている（Henderson，1999）。

米国における学習障害（Learning Disability）は、1975 年連邦法である Education for All Handicapped Children Act で、全州で特殊教育の対象として個別教育プログラム（IEP）を作成し教育を行うことが規定された新しい教育概念である。学習障害は、日本においても 1999 年に旧文部省によって特別な教育支援の必要な状態として最終定義がなされた。この定義によれば「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」（1999 年）とされる。知能に遅れがないことから、ほとんどの学習障害児が通常学級に在籍し、そのために通常学級での実態の把握や教育支援の在り方を明らかにする必要がある。「21 世紀の特殊教育の在り方」の報告書にも指摘されているように、日本の学校教育が直面する重要な課題の 1 つである。

平成 12 年からは、旧文部省は、小・中学校でどのように学習障害のある児童生徒を把握し評価し特別な教育支援を行うかを明らかにするために全国の教育委員会に委嘱が行われ研究が開始された。

現在、米国には約 3,500 校の大学（2 年制の大学を含む）がある。LD / ADHD をもつ学生に対するプログラムをもつ大学のガイドブックである「Peterson's Colleges with Programs for Students with Learning Disabilities or ADHD」によると、1997 年の時点で 1032 校（2 年制大学を含む）が LD をもつ学生に対し何らかのプログラムを持っている（Mangrum & Strichant，1997）。

これらのプログラムは 2 つのタイプに大別でき、1 つは、治療教育を含めた LD を専門とする内容をもち、適切なトレーニングを受け経験もあるスタッフを配置した総合プログラム（comprehensive program）2 つめは、総合的ではないが LD 学生にサポートサービスを提供している特別プログラム（special program）である。この総合プログラムをもっている大学は 198 校で全体の 18%である（Mangrum & Strichant，1997）。このことから一般的なタイプのプログラムは治療教育を含めた広範なサービスを提供するものではなく、授業参加の際の補助（録音されたテキスト、ノートテイク）、補助的コンピューターテクノロジーなどの提供を中心とするものであ

る (Schuck, 1997)。

では、なぜ米国の大学においては LD プログラムが急速に普及してきたのだろうか。その要因として、高等学校における援助プログラムの広がり、LD 学生の大学進学への願望、権利擁護者 (advocates) からの要請、大学存続のための大学の財政的な理由、そして最も重要な要因として、1973 年リハビリテーション法第 504 条の制定が挙げられる (Mangrum & Strichant, 1983)。このリハビリテーション法第 504 条と、1990 年に制定された障害をもつ米国人法 (ADA) が障害をもつ学生の高等教育機関への参加保障について規定している (Smith & Strick, 1997)。

1) ウィスコンシン州立大学オシコシ校における LD 学生支援プログラム (Project Success program) について

筆者の共同研究者河村は、ウィスコンシン州立大学オシコシ校 (University of Wisconsin, Oshkosh, 以下、UWO) に Teachers of Japanese Internship Program のインターンとして 1998 年 9 月から 1999 年 5 月まで所属し、この間に同校の LD をもつ学生のためのプログラムについて調査を行った。まず、LD プログラム担当者 (プログラムマネジャー) に許可を得て、報告書などのプログラムについての資料を入手し、不明な点等について同プログラムマネジャーに直接面接調査を行った。これらの方加えて学生自身のプログラムの評価や授業の実際についても質的調査を行うため、LD 学生が履修する授業に参加し LD 学生にも直接面接調査を行った。

UWO の LD プログラムは、総合プログラムを提供しており、特別な支援部門をもち LD 専門家スタッフを配置し、志願者選考過程にも専門家チームによる特別な選抜方法をとっていた。以下にその実際について述べる。

< 歴史 >

UWO の LD のある学生 (以下、LD 学生とする) ためのプログラムである Project Success program (以下、プロジェクトサクセス) は、1979 年に、自身も読み書き障害をもつロバートナッシュ教授によって開始された。6 名の LD 学生を対象に開始されたが、1992 年から 1997 年の間にはプロジェクトサクセスに参加している学生の 60% が同校を卒業、または他大学やその他の高等教育機関へ編入している (Project Success Annual Report, 1998-1999)。米国では入学した大学をそのまま卒業する学生は、全体でも平均 6 割程度であり (江原, 1994)、プロジェクトサクセスへ参加した LD 学生は LD のない学生とほぼ同様に学業を達成しているといえる。

< 組織 >

このプログラムは UWO に入学した LD をもつ学生を支援するものであり大学の学科ではない。したがって学生は、それぞれの志望に従って専攻を選び、このプログラムの支援を受ける。

< スタッフ体制 >

プログラム全体の運営や調整に携わるディレクター 1 名、同じくプログラムの運営や調整、また学生からの様々な相談を受けつけている専属インストラクショナルプログラムマネジャー 1 名、プログラムに関する様々な雑務を担当している専属プログラムアシスタント 1 名、そしてプログ

ラム参加学生のチューターを担当する学生チュータリングスタッフ約 50 名で構成されている。

< 目的 >

プロジェクトサクセスでは、サービスの受け手である LD 学生が、spelling、reading、writing、comprehension、study skills、mathematics の領域における language independent、つまり「自立した学習者」(江原, 1994) となることを目的としている。このために、ナッシュ教授が言語治療教育のために開発した、Multisensory Instruction Procedure (以下、SMSIP) を用いている。このように学習環境を調整するのみでなく、治療教育に主眼が置かれている。

< 参加要件 >

米国の多くの大学は、志願者が入学または編入学するために十分な学力適性があるかどうかを判断するために、学力評価テストである Assessment College Test (ACT) または Scholastic Assessment Test (SAT) の受験を要求している。

前述したように、プロジェクトサクセスはサポートプログラムであるので、プロジェクトサクセスへの参加を希望する学生も、まずオシコシ校本部が定める入学基準を満たす必要がある。原則として ACT で 22 点以上獲得しているか、高等学校での成績がクラスの上位 50% 以上に入っていることが求められる。また、高等学校において、English を 4 年間 (内 3 年間は通常クラス) 履修していること、また、代数もしくは代数を基礎必須科目としているコースの履修、自然科学を 3 年間履修、一般教養科目を 4 年間履修していることが求められている。もし、これらの要件を満たしていない場合には、入学予定年の一年前の夏にプロジェクトサクセスの Summer Transition Program (後述) に参加する必要がある。

そして、プロジェクトサクセス参加のためには、LD であることを証明した書類が求められる。この書類は LD を診断する資格をもつ専門家 (免許をもつ心理士、LD スペシャリスト、神経心理学者) が過去 3 年以内に診断したものであること、さらに複数の専門家が総合的に評価したものであることが望ましいとされている。

< プログラム内容 >

大学本部とプロジェクトサクセス参加の要件を満たした学生に対し、大きく 4 つのカテゴリーに分けられるプログラムが提供されている。 . Summer Transition Program (夏期移行プログラム) . Remedial and Support Services (治療と支援のサービス) . Social Remediation Program (社会的治療プログラム) . その他のサービスの 4 つである。詳細については、河村・納富 (投稿中) の報告を参考にされたい。

2) 日本の大学における障害のある学生支援への示唆

UWO のプロジェクトサクセスは、LD をもつ学生に対する治療教育を中心とした総合プログラムであった。その特徴は、LD 学生が「自立した学習者」となることを目指すという独自のプログラム目標を持つことである。この目標を実現するため Summer Transition Program の実施、一般的なサービス (ノートテイカーなど) は採用していないこと、SMSIP による言語治療教育が

挙げられる。

特徴の として挙げた Summer Transition Program は、入学前に学業に必要なスキルや、大学生活において大切なスキルなどを指導しており、LD をもつ学生が大学生活に適應していくために有効なサポートと思われる。理由として、高校生活から大学生活へ移行する際に、親元を離れて寮生活を送る等の生活環境変化、学習環境の変化が大きいことが挙げられる。特に学習環境の変化に対して、ノートテキングやテスト勉強のやり方、SMSIP で学んだ reading / spelling skill の応用の仕方を実際の授業の中で学べるようになってきている形式は、スキルが般化することを目指しているものであり、大学の授業に対する不安も大きく軽減するものであると考えられる。

特徴の として、一般的である補完的なサービスが提供されていないことを挙げたが、これはプロジェクトサクセスが「自立した学習者」の育成を目指しているためである。教科書を読んだり、レポートを書いたりするために、独自の言語治療教育プログラムである SMSIP による reading / spelling skill の指導が行なわれており、また、Summer Transition program においてノートテキングのやり方を指導している。このように言語を中核とした技能開発をすることで「自立した学習者」を育てているのである。

特徴の では、SMSIP による言語治療教育を挙げたが、この SMSIP のもたらす効果について、実際に参加していた学生 2 名に共同研究者河村がインタビューを行なった。A くん(1999 年の時点で 3 年生、特殊教育学専攻)は、専門用語、音節の長い単語に関してはまだ読むこと、書くことに難しさがあるが、SMSIP を学んだ後読むことが以前と比べて楽になったと述べていた。高等学校では常に B 以下の成績だったにも関わらず(チュータリングのサービスは受けていた)、大学では B 以上の成績を取っているということであった。

軽度の読み書き障害をもつ B くん(1999 年の時点で 4 年生、ビジネス・国際研究専攻)は、SMSIP 受講後、読むことが容易になった気がするが、SMSIP のクラスは様々なレベルの読み書き障害の学生がいるため全般的に退屈なものだったと語ってくれた。

2 名の話からは、SMSIP は基礎的な単語の読み書きスキルを習得するものであり、読み書き障害の程度に応じて援助の受け手が認知する効果に差があることがうかがえる。

これまでにプロジェクトサクセスの大きな 3 つの特徴について述べたが、同プログラムのキーワードは「自立した学習者 (language independent)」であり、これは今後のわが国の高等教育機関におけるサポートプログラムを考えていく上で、大きな示唆を与えるものであると考えられる。録音されたテキストなど補完的なサポートの導入だけでなく、「自立した学習者」という視点からのスキル開発は社会自立につながる大切な要素であると考えられる。

この調査で得られた UWO の LD 学生へのサポートプログラムの実態調査から、大学における障害のある学生支援へのいくつかの示唆が得られる。

その歴史からは、大学が新しい試みである LD 学生へのプログラムの試行を許容し、それを発展させていくことができたこと。またその目標は学生の学習者としての自立におかれ、方法とし

ては学習障害に特異的な治療教育を導入していたことである。学習障害の学生に対して、社会的自立へのプログラムを提供していることやその効果が優れていることが、志願者や保護者から高い評価を受け、結果として大学の評価も高まり、寄付など経営上も大学を利することになったことも注目される。

組織としては、通常の学科としてではなく、支援センターとして設置され、専属のスタッフに加え、学生スタッフを有効に活用していることが注目される。

カリキュラムの特徴としては、入学前の準備教育で、とくに治療教育と大学の授業への準備教育が行われていることや、入学後もセンターでの個別的な支援に加え、特別なカリキュラムが用意されているなど、大学入学前後を通じて、一貫した配慮がなされていることがあげられる。

今後、日本の高等教育機関で、LD、ADHD、高機能自閉症など認知面に障害のある学生への支援も必要になってくる日が近いと考えられるが、米国の大学での障害学生の支援プログラムは、そのプログラムの背景にある法的な根拠は異なっても十分参考になると考えられる。

文 献

- 1 . 江原武一(1994): 現代アメリカの大学 - ポスト大衆化をめざして . 玉川大学出版部, pp.56-62.
- 2 . Henderson, C.(1995): College Freshmen with Disabilities: A biennial statistical profile. American Council on Education, HEATH Resource Center, Washington, DC.
- 3 . Henderson, C.(1999): College Freshmen with Disabilities: A biennial statistical profile. American Council on Education, HEATH Resource Center, Washington, DC.
- 4 . 岩澤一美(山口薫)(2000): 学習障害・学習困難への教育的対応 日本学校教育改革を目指して . 文教資料協会, pp.140-145.
- 5 . 河村あゆみ、納富恵子 米国の大学における LD をもつ大学生のためのプログラムの実際。(投稿中)
- 6 . Mangrum, C.T. & Strichant, S.S.(1983): College Possibilities for the Learning Disabled: Part One. Learning Disabilities, II-5, pp.57-67.
- 7 . Mangrum, C.T. & Strichant, S.S.(1997): Colleges with programs for students with learning disabilities or attention deficit disorders. Peterson's.
- 8 . 大泉溥(1991): 障害学生問題の特質と大学としての配慮(一) 1989 年度障害学生実態調査から . 日本福祉大学研究紀要, 86, 447(2)-442(7).
- 9 . Project Success, University of Wisconsin Oshkosh(1999): Project Success Annual Report 1998-1999.
- 10 . Project Success, University of Wisconsin Oshkosh(2001): Project Success Annual Report 2000-2001.
- 11 . Project Success, University of Wisconsin Oshkosh (2001): [http:// www.uwosh.edu/ success / home.html](http://www.uwosh.edu/success/home.html)
- 12 . Smith, C. & Strick, L.(1997): Learning disabilities: A to Z: a parent's complete guide to learning disabilities from preschool to adulthood. Free press, pp.339-348.
- 13 . Schuck, J.(1997): 障害学生の高等教育 障害別・問題別の視点から . 多賀出版, pp.497-529.
- 14 . 都築繁幸(1998): Faculty Development 研究と障害学生への配慮 アメリカ・カナダにおける学習障害学生の援助サービスを中心に . メディア教育開発センター研究報告, 5, pp.145-158.
- 15 . 拓植雅義(1999): 南カリフォルニアのコミュニティカレッジ・大学における学習障害へのサポート状況. 日本 LD 学会第 8 回発表論文集, pp.72-75.
- 16 . わかこま自立生活情報室編集・全国障害学生支援センター編集協力(1999): 大学案内 2000 障

害者版.

17. 拓植雅義(山口薫)(2000): 学習障害・学習困難への教育的対応 日本の学校教育改革を目指して . 文教資料協会, pp.145-151.

(2) 英国 Open University の障害のある学生への支援

英国 Open University (以下、OU) は、30年の歴史をもつ通信制の大学であり、在学学生 20 万人の高等教育機関として英国最大規模の大学である、学士、修士、博士課程の他に、ビジネススクール、福祉、看護、教育、コンピュータープログラミングなどの資格 (Diploma や Certificate) を授与している。これまでに 20 万人の学位授与を行い、教育網はシンガポール、香港をはじめヨーロッパ全土にわたっている。

本部はロンドンから 1 時間のミルトン・キーンズに置かれ、英国全土に 13 の地域センター、その下に合計 305 の学習センターを持つ。学生は各地の学習センターに配属され、そこで入学や学習の相談、面接指導が行われる。スタッフは OU 全体で、常勤が 3,750 名、内研究者 900 名、行政事務 1,050 名、秘書、事務員、技術者が 1,800 名であり、各地の学習センターに約 7,000 名の非常勤講師が配属されている。

1997 年度の在学学生数は、学部 12 万 5 千人、大学院 3 万 9 千人、学生総数 16 万 4 千人で、うち 2 万人は国外に居住している。学部生の平均年齢は 37 歳である。

OU は 1971 年の設立当初から、障害者の学習支援を積極的に行い、代替教材の作成や、官民連携を積極的に行いながら、多様なメディア技術を駆使し障害の有る学生の支援を行っている。1996 年の段階で、障害をもつ学生登録者数は 5,622 人で、OU 登録学生の 4% を占める。学士コースで登録されている障害のカテゴリーは、多い順から、視覚障害、聴覚障害、精神障害、学習障害である。

< 多様な学生を中心に据えたサービスが可能になった背景 >

OU の学生は、テレビやラジオを通じた授業やメディアセンターで開発された印刷教材、CP ソフトなどを活用し自宅学習が可能である。このことは、どのような障害があっても、大学に通学しなければならないというアクセスに関する障壁がないことを意味している。

しかし、教育の質を落とさないために、学生は個人にニーズに応じた学習の支援を、身近な学習センターでの個人指導を通じて受けることができる。

また、英国においては、1990 年に入り、大学も市場原理に基づいたマス化、ユニバーサル化への対応を迫られ、高等教育の需要の拡大に対し、コストは削減しながら質を保つことが課題となった。OU においては、大学全体でのコンピュータの利用と、IT 技術の活用が、この課題を克服するために最大限に利用されている。

学生が利用する OU サービスという視点から整理すると、障害のある学生は、OU のホームページから必要な情報や担当者に容易にアクセス可能である。障害者担当事務局があり、情報提供、サポート、代替教材の提供、貸与と関係部署との調整を行い、入学前から入学後まで一貫して助言を継続している。メディア支援：機器貸し出しや訓練や貸与。学習教材の開発。対

面支援として、コミュニケーションサポートスタッフも配置されている。 サマースクールによる入学への準備。 成績評価 課題の形態や、課題提出の方法については代替の方法がとられる。

大学としても、IT を利用した授業を計画的に拡大させるなどカリキュラムの改善や、スタッフ・デヴェロップメント (staff development) を通じて、教職員に障害のある人への支援に関する教育をおこなっている。

以上、OU の障害のある学生への支援を概観したが、OU においては、一見、手間がかかり労力がかかると感じられる障害学生への学習支援に早期からとりくんだことで、時代に先駆けた、新しい高等教育の姿にいち早くたどり着けたのではないだろうか。OU がとりくんできた支援組織や方法は、本学の将来像や、FD のありかたにも貴重な示唆が得られると考える。

文 献

広瀬洋子(2000): インフォメーションテクノロジーと高等教育 英国オープンユニヴァーシティにおける障害者の学習支援システム. メディア教育研究, 5, 1-25.

．これからの取り組みの課題

1．学内の整備・対応

(1) 全学的に一人ひとりの意識を高める

福岡教育大学は教員養成大学である。「 ．日本と世界の障害者施策と障害児教育の動向」でも述べたように、障害のある学生も教員免許を取得し、教員採用試験に合格すれば教員になることが本来的には可能である。このような事実を全学の教官および学生が十分に認識し、学びたいという意欲のある学生を全学で支援していかなければならない。しかしながら、往々にして自らの関係する課程等に障害のある学生が入学してこない限り、なかなかにして注意を払わない、意識を向けないのが一般的であろう。

この問題への対策としては、パンフレットや、ガイドライン、マニュアル等を作成し、ひろく周知徹底を図る、特に学長、副学長、事務局長、各課長といった大学運営を担う地位にある者がことあるごとに「意識を高める」ような、あるいは「意識の高い」内容の発言をする、ことあるごとに各講座・教室等に検討依頼文書等を配布し、意識づけを行う、といった地道な活動の積み重ねが肝要であろう。特に において、学長裁量経費でプロジェクト研究として「障害のある学生の支援システムに関する研究」を募集する等の障害者対策を推進する企画を含むものとする。

以下にも述べるように、障害のある学生への支援体制等の整備を阻害する要因を辿っていくと、根本に「意識の低さ」がある場合が多い。したがって、「意識」の問題をまず最初に強調する。

(2) 大学構内の施設・設備の障害者対応の充実（本学構内施設・設備のバリアの解消）

大学として、設備等の点でさらなるバリアフリーを実現する必要がある。

例えば、学生が相談のため学生センターへ行くとすると、エレベータがない建物の2階に行かなくてはならない。すなわち、階段が上れない学生は相談に行くことすら困難ということになる。あるいはまた、この大学全体が山の中腹に立地しているため、正門を入るところからすぐに急な坂道が続いている。身体障害のある学生にとっては、この坂道のところからバリアが立ちはだかっていることになる。

このようなバリアを除くには、具体的には、奥に建っている建物まで動く歩道の整備、側溝のグレージング（金網の蓋）の整備、チャッターバー（車の速度を緩めるための道路の突起）の除去等が提案できる（あるいは大学を移転するか）。

なお、このような施設・設備面の整備には全学的な理解が必要であることはいうまでもない。

以下に表として、本学構内の施設・設備のバリアとその対策について示す。

表 1 2 本学構内施設・設備の状況（バリアとその対策）

1. 学生課・厚生課周辺	
新食入り口	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープに行くまでに急な斜面がある。 ・ドアが押し引き式で車椅子だと開けにくい。 ・入り口の段差はない。
新食入り口（旧食側）	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープの斜面が急で、上りにくい。 ・スロープと道のつなぎ目が斜めになっていてスロープへ行きにくい。 ・スロープで上がっても入り口に段差があるため、中に入れない。
(対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・上りやすいスロープを設置する。 ・スロープに行くまでの道を舗装する。 ・段差の解消。
学生課	<ul style="list-style-type: none"> ・2階にあるため、階段を上ってしか行けない。 ・学生課に入るドアは引き戸式だが、段差があって車椅子では上れない。
(対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・一階に移動するか、エレベーターを設置する。 ・段差の解消。
厚生課	<ul style="list-style-type: none"> ・入り口はスロープになっていて行きやすい。 ・ドアは押し引き式で車椅子だと開けにくい。
(対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・開けやすいドアにする。
2. 旧食・学生会館周辺	
旧食入り口（新食側）	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープは登りやすい勾配。
旧食 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子だと販売機の上の方には手が届かない。 ・取り出し口が下の方にあって取りにくい。
(対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子でも利用しやすい販売機を設置する。
旧食入り口（書籍部側）	<ul style="list-style-type: none"> ・押し引き式のドアで開けるときに困難。 ・ドアが片側しか開かず、出入り口が狭い。
(対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・開けやすいドアにし、幅を広くする。
書籍部	<ul style="list-style-type: none"> ・荷物で通路が狭いため、車椅子では通れない。
(対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・荷物の整理などして通路を広くする。
生協	<ul style="list-style-type: none"> ・階段でしか生協に行けない。
(対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・一階に移るか、エレベーターの設置。
学生会館東口（一階生協側）	<ul style="list-style-type: none"> ・階段があって出入りができない。
(対策)	

<ul style="list-style-type: none"> ・スロープの設置。
<p>学生会館 障害者トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中は回るにも十分な広さ。 ・引き戸で開けやすい。 ・女子トイレと入り口が一緒のため、男性は入りにくい。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者用トイレを独立して設置するか、入り口を別に設置する。
<h3>3. 中庭、図書館周辺</h3>
<p>銀行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡銀行に行くまでの通路がギチギチで通れない。 ・ドアが開けにくくて入れない。 ・福岡シティ銀行の前は段差があって入れない。 ・中は狭く、車椅子で回することは困難。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある広い通路にする。 ・押し引き式ではなく、開けやすいドア。 ・スロープの設置。 ・中をゆとりのある広さにする。
<p>旧食、新食間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道が斜めになっていて通りにくい。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滑らかで水平な舗装にする。
<p>図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本棚の上の方にある本に手が届かない。 ・机の間の通路が狭い。 ・本棚と本棚の間隔は問題ない。 ・身障者用トイレがない(洋式トイレはあるが狭い)。 ・エレベーターの幅が狭く、入る時にスムーズに入れにくい。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子のままでも手の届く高さに並べる。 ・机をずらして、十分な幅をとる。 ・身障者用トイレを設置する。 ・エレベーターの中、入り口ともに車椅子が利用しやすい仕様にする。
<p>視聴覚ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段でしか教室に行けない。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置。
<p>共通講義棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロープが1つしかなく、行ける教室に限られる。 ・スロープがあっても教室に行くまでに階段があり、スロープの意味がない。 ・スロープは距離が長く、角があり上る時に困難。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上りやすいスロープを全ての教室に行けるように設置。 ・教室に行くまでの段差を解消する。
<h3>4. 障害児教棟・センター周辺</h3>
<p>車止めのある道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車止めをよけてしか通れない。 ・端には溝があり、落ちそうで危ない。 ・車椅子で通れる幅 76 センチ。

<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車止めを減らして通れる幅を広くする。 ・溝にふたをする。
<p>センター入り口付近</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンホールがあり、くぼんでいる。 ・溝のふたは鉄柵であり、前輪がはまる可能性がある。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート製のふたにするか鉄柵の幅を狭くする。
<p>障害児教棟入り口付近</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溝があり道路がくぼんでいて前輪がつまづく。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装する。
<p>障害児教棟自動ドア付近</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溝のふたの穴に前輪がはまる。 ・道路の傾斜が激しく、進みづらい。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穴を小さくする。
<p>5. 障害児教棟</p>
<p>共通資料室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入り口ドア幅 77 センチ。 ・ドアは押して開ける、ドアが重くすぐに戻ってくるので一人では開けにくい。 ・教官出入口のドアは軽くて開けやすい。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドアは軽く開けやすい引き戸にする。
<p>エレベーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入り口幅 76 センチ、横幅 80 センチ、奥行き 100 センチ。 ・入り口に少しの段差あり。 ・ドアが閉まるまでの時間 20 秒。 ・両側に手すりがあるが、車椅子には中途半端には中途半端な高さで邪魔である。 ・車椅子用のボタンには「閉」のボタンがなく、普通のボタンは届きにくい。 ・呼び出しボタンあり。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっと全体的に広くして中で回転できるようにする。 ・閉まるまでの時間があと 10 秒は欲しい。 ・手すりは不要。
<p>一般トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差があり車椅子では通れない。
<p>障害者トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入り口はカーテン（入り口幅 81 センチ） ・中は回るのに十分な広さ。 ・水道は長いレバーを押す。 ・電気のスイッチは低い位置でちょうど良い。 ・鏡は斜めで見やすい。 ・流すレバー便器の後ろにしかなく、押しにくい。 ・非常用ボタンあり。 <p>2、3F には身障者用トイレはない。</p>
<p>廊下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通路幅が 130 センチの廊下にロッカーや机が置いてあり、通るのには邪魔。
<p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下には物を置かない。

<p>スロープ（3F～人文教棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外に出るドアは引き戸で鍵が小さく、握りにくく重い。 ・外に出るとすぐ多くの段差がある。 ・スロープはひびが入ってて、でこぼこになっている。 ・スロープと道のつなぎ目に段差あり。
<p>（対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロープは舗装する。
<p>幼稚園教棟（元障演）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入り口のスロープのすぐ横が駐車場で車が止めてあったら通れない。 ・スロープに段差がある。 ・入り口のドアは重く開けられない。 ・手すりの前にロッカーが置いてある。 ・トイレは子ども用に作ってあるので狭い。 ・水道は長いレバーを押す。
<p>（対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロープ付近には駐車しない。 ・余計なものは置かない。
<p>6. 障害児治療教育センター</p>
<p>階段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりあり（高さ 89 センチ）。 1～3F までつながっている。
<p>入り口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動ドア幅 97 センチ。 ・玄関段差 3 センチ。・・・支障なし。 ・センター前の坂を一人で登るのは困難。
<p>エレベーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児教棟と同じ。
<p>廊下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横幅 2 センチ。 ・手すりあり（壁からの幅 7 センチ、高さ 82 センチ） ・手すりの前に長椅子あり。
<p>（対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりが使えないので、ないほうがよい。
<p>身障者トイレ（1、2F）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入り口の幅 92 センチ。 ・水を流すボタンが足元にもある。 ・水道はセンサーで水が出る。

(3) 授業の改善：障害者への対応

教官も、障害のある学生が学ぶ場としてどのような授業実施上の配慮が必要か、あるいはどのような授業方法が効果的か、教官自身が学ぶ機会が必要である。そのための研修・講習会を定期的・継続的に開催することが考えられる。なお、このような研修会等を開催しても意識が低い教官は参加しないので、それでは意味がない。このような教官には参加を促す等、全学的に意識を高める配慮が必要であることはいままでもない。

(4) 人的資源の充実

学生にとっても、障害のある学生がともに学ぶことが、特に意識されないほど日常的で普通のできごとになることが望まれる。障害のある学生の支援として、ノートテイク、手話通訳、点訳

等さまざまなものがあるが、そのような支援方法を学び、ボランティアとして支援することが自然であるという状況が育まれるような教育環境を整備していかなければならない。

しかし、大学としてはボランティア依存のみだと、ボランティアがいない（特定の時間、曜日等を含む）場合には、障害のある学生への対応ができないことになるため、何らかの対応策を考える必要がある。例えば、ボランティアによる支援システムと、有償の支援者（手話通訳者等）によるシステムとを併用する等が考えられる。

(5) 「障害のある学生支援懇談会」を「障害のある学生支援室（仮称）」へ

学長の裁定で設置された「障害のある学生支援懇談会」は、教官（副学長、学生が所属する教室等から選出された教官、障害児教育講座から選出された教官、教務委員会委員長、学生委員会委員長）および事務官（会計課長、施設課長、教務課長、学生課長および厚生課長）から構成される（資料4参照）。事務系機関としては、会計課、施設課、教務課、学生課および厚生課の各課が関与しており、支援窓口が設置されるも教務課課長補佐が担当する、というように一元化されていない。今回われわれが研究のための情報を収集するにあたって、ある学生について一括して記録を管理している部局が存在せず、実習については～課、設備面については～課というように、過去の記録がそれぞれ担当部局に散在している、という状態であった。「障害のある学生支援懇談会」も、支援窓口としては教務課課長補佐（あくまで部局ではないことに留意する必要がある）があたっているが、記録としては各課に保存されることになろう。障害のある学生の支援は、特別な配慮に関する審議や、特別な配慮を必要とする対応が求められることから、記録等の担当部局は一元化されることが期待される。

「障害のある学生支援懇談会」は、現在は具体的な活動は行っていない。それは、本年度に支援が必要な学生を調査した際、視覚障害のある学生と車椅子使用の肢体不自由の学生の2名しか在籍していないことが明らかになり、二人とも特に日常的に困難な状況は認められないからである。したがって、今後障害のある学生が入学したときにどのように機能していくのかは未知数である。また、これまで述べてきたように、本来的に大学は、障害のある学生が在籍しておらずとも、常に就学時を想定して対応を進めていかなければならない。したがって、障害のある学生が在籍しない間は機能しないモザイク的組織では社会的に要請される機能を十分に果たし得るとはいい難い。このような意味でも、今後は全ての情報が集約され、ノウハウが蓄積されていくような専門機関の設置が望まれる。例えば「障害のある学生支援室（仮称）」というかたちで、必要に応じて他の課との連絡調整を行いながら、入学試験から卒業までのすべてに一元的に対応し、記録を保管する機関（課）が設置されれば、今後新たに障害のある学生が入学した場合の対応も専門的に行えるであろう。すなわち、ノウハウの蓄積が望まれる。また、蓄積されたノウハウはガイドライン等の作成というかたちで結実されることが望まれる。

また、従来は「できるひとができることを好意で行っていた」支援であった。そのため、一部の人に重い負担がかかっていた。今後は「だれもが自分のできる事をできる範囲で気軽に行う」

というシステムの創出を並行して検討していくことが望まれる。

(6) バーチャル・ユニバーシティ等の通信による教育・支援システム

大学としては障害のある学生への通信による教育・支援システムの開発が急務である。たとえば、IT ネットワークを通じたバーチャル・ユニバーシティ等である。学びたい人が、学びたいときに学びたいことを学べたり、わざわざ足を運ばなくとも家から休講等の教務関係情報を入手できることは、障害のある学生だけではなく、健常者である学生にとっても有益なシステムである。

(7) 国内他大学、国外他大学の先進事例に学ぶ

上記で指摘してきた点以外にも、優れた事例に学び、対応を図っていくことが望まれる。

2. 諸機関との連携

障害学生への支援を考える際、対応する組織の設置、支援の実施等は学内で解決すべき問題となるが、法令や制度のように本学だけでは解決できない問題もあれば、教材作成や共同講義のように本学だけで解決しようとするよりも諸機関との連携を図った方がよい問題がある。

ここでは、視覚障害者・聴覚障害者の支援に視点を当てて本学と諸機関との連携について言及したい。

(1) 教材・コンテンツ

個々の大学で支援に関する教材やコンテンツを準備するよりも、多くの大学で共有化を図れば、手間や労力が省かれるし、利用者の利便性も向上すると思われる。共同講義や障害学生支援に利用できる教材やコンテンツの作成・配信等を考えると、放送大学やメディア教育開発センターが基幹機関として取り組むべきだ。本学からも1名共同研究員としてメディア教育開発センターのプロジェクトに参加・協力している。

(2) 外部からの支援者派遣

人的な問題として、実際の支援にあたるスタッフの養成が学内だけでは行えない場合がある。そのため、外部の機関に依頼しなければならないことになる。点訳サ・クル、朗読サ・クル、手話サ・クル、要約筆記サ・クル等に依頼することになるが、大学での講義内容を理解した人でなければ十分な情報保障は望めないことになる。障害学生のニードに対応できるだけの人材を養成するにはやはり学内での養成が必要となる。外部機関との連携を計るときには、派遣にかかる費用も課題となる。

(3) 九州ネットワーク構想

国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会(2001)が、報告書の「現職教員の再教育のための体制整備」の項で、「衛星通信、インターネット等を活用した遠隔教育の実施」を挙げているので、設備・機器面では充実・整備が図られるものと期待したい。またこの充実・整備を機会に支援の組織を九州地区に広げていくことも視野に入れたい。

インターネットを用いた学習ならば、障害学生に限らず、自宅での学習を希望する一般学生も

便利だ。2003年から2005年にかけて整備される予定の高速バックボーンが実現すれば、現在S
CSで行っている授業もインターネット上で行えるといわれている。しかも、このバックボーン
によって地域と大学を結んでの連携等が容易に行えることになる。個々の大学単位で支援を行う
よりは九州地区を1単位と考えて支援体制の整備・充実を図るのが有益だろう。

文 献

- 1．広瀬洋子(2000)：インフォメ - ションテクノロジー - と高等教育 英国オ - プンユニヴァ - シ
ティにおける障害者の学習支援システム ．メディア教育研究, 6, 1-27.
- 2．国立大学協会第3常置委員会(2001)：国立大学における身体に障害を有する者への支援等
に関する実態調査報告書．国立大学協会．
- 3．国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会(2001)：今後の国立の教員養成系大学・
学部の在り方について．文部科学省．
- 4．瀬田智恵子(1999)：オープン&フレキシブルラーニングのための教員教育．メディア教育研
究, 3, 27-41.
- 5．山田恒夫(2001)：第2言語教育における情報通信技術の高度利用．メディア教育研究, 7,
29-45.

資料 1 聴覚障害のある学生（Aさん）の新聞記事
（昭和 53 年 6 月）

本人の許可を得て掲載。

資料2 全学の教官への依頼文書

平成 13 年 3 月

教官各位

教務委員長

船 津 建

「視覚障害のある学生の履修支援の手引き」の配付について

平成 13 年度の生涯スポーツ芸術課程(芸術コース)の新生に、視覚障害のある学生(全盲)が入学する予定です。この学生が受講する授業については障害に配慮した授業の運営が求められます。これまで本学では視覚障害のある学生が入学し学んだことはありませんが、この機会を通して積極的に障害のある学生への配慮のある授業運営について模索し、追及していきたいと考えます。

そこで、一般的な視覚障害のある学生への履修支援の手引きを全教官を対象に配付いたします。この手引きに目を通して頂き視覚障害のある学生への配慮の方法について御理解下さいますようお願いいたします。また、この手引きに対する御意見・御要望を教務課までお寄せ下さい。改善を加えながら、さらに充実した内容の手引きにしたいと考えます。

なお、本学生に対するより具体的な配慮の方法については、この学生との打ち合わせの上、なるべく早い時期に改めてお願いする予定にしています。

委員会報告メモ

< 学生の入学報告と手引き配付の周知 >

平成 13 年度の新入生(生涯スポーツ芸術課程)に視覚障害のある学生が入学する予定です。

そこで教務委員会から、授業運営における視覚障害のある学生への一般的な配慮の手引きを来週配付する予定にしています。

各教官は、その手引きに目を通して頂いて一般的な視覚障害のある学生への配慮方法について御理解下さい。

最近 5 年間の統計では 137 の国公立・私立大学が視覚障害のある学生を受け入れている状況です。(視覚障害学生の受け入れは、もはや一般的なことで、特別なことではありません。)

この学生へのより具体的な配慮の方法については、この学生が自分で補償できる障害の範囲や要望を考慮した上、なるべく早い時期に説明会あるいは学習会を開催してお願いする予定にしています。

< 受け入れにむけた整備状況 >

学内の点字ブロックを中心とする施設整備を進めています。点字ライターなどの機器の導入のための予算要求を行い、予算が認められています。

大学側から宗像市長へ、教育大前駅から通用門までの点字ブロックの整備を申し入れており、市長から前向きに検討する旨の回答を頂いています。

この学生は女子寮に入寮予定ですが、女子寮では「寮生活の手引き」という冊子について、点訳を開始しています。

この学生は音楽コース専攻ですが、4月に福岡市で点字楽譜作成のための講習会が開催される予定です。本学の音楽科教育講座および障害児教育講座から教官が参加する予定になっています。

よろしく申し上げます。

< 視覚障害のある学生本人の要望と授業における配慮点 >

授業で使用する資料はなるべく事前に渡して欲しい

もしそれが、文章であるならテキストファイルで渡して欲しい。図表なら紙の形で渡して欲しい。授業で提示する OHP も同様にして欲しい。

各先生が持ってくる場所は教務課長補佐まで。

授業で板書したことは、読み上げて欲しい

毎回の授業の感想や小テストのようなものがある場合には、授業後に先生にメールを送る形にさせてもらいたい。

自分でメモをとりながら授業を受けるつもりである。だからノートテークなどのボランティアは現在のところ必要ないと思っている。しかし、実際に授業を受けてみてあまりにも進み方が早い場合には、願いますかもしれない。

授業でテキストを使用する場合には、毎回の授業でどの程度まで進む予定なのか示して欲しい。

あるいは、月ごとにどの程度まで進む予定なのかを示して欲しい。4 月はほぼこのページまでとか、5 月はほぼこのページまでとか。そうすれば、それに合わせて点訳などを依頼できる。

授業で VTR を流す場合にも、特にアシスタントは必要ないと思っている。だいたい聞きながら理解するように努める。しかし、どうしても映像が重要であるような内容の場合には、言葉による説明を加えて欲しい。

資料3 視覚障害のある学生の履修支援の手引き（全学に配布）

視覚障害のある学生の履修支援の手引き

福岡教育大学 教務委員会
平成13年3月

1. 視覚障害のある学生とは

1) 視覚障害とは

視覚に障害のある学生と一口に言っても、その障害の程度は様々であり、これまでの生い立ちによる経験も異なり、当然ながら一人ひとり個性も違っていています。したがって、視覚に障害のある学生の特性をまとめて言うことはできませんが、ここでは、大学生活において、どのような点が障害となるのかを述べます。

・盲と弱視

視覚障害は、教育上の観点からは、視力の程度により盲と弱視に分類されています。

- ・盲・・視覚による教育が不可能、または著しく困難で、主として、聴覚や触覚など、視覚以外の感覚を活用して教育すべき程度の視覚障害。視力はおよそ0.02未満。原則として点字を使用する。
- ・弱視・・視覚による教育が可能であるが、文字の拡大や弱視レンズの使用など、教育上特別な配慮を必要とする程度の視覚障害。視力はおよそ、0.02以上0.3未満。原則として、普通文字を使用する。

このように一応の分類はありますが、盲と弱視は判然と区別できるわけではなく、境界付近の視力では、文字の選択一つをとっても、視力のほかに視野の障害や将来の視力を見通し、機器による視覚補償の可能性、本人の気持ちなど、さまざまな要因を考慮に入れて決定されます。

一般の人が、「眼鏡を外せば0.02しかない」などという場合とは異なります。何故なら一般の人は矯正すればよく見えるので、眼鏡を外したときもその体験をもとに見当をつけることができます。弱視の人はよく見えた経験がないので、おぼろげに見えるものの障害のない人と同じように認知をするのが難しいことが多いのです。

2) 点字による学習

盲学生は点字を使い、図版やグラフも指先で触って認識します。点字によって日本語はもちろん、英語などの外国語、数学、化学記号、楽譜など、いろいろな文字や記号を表すことができます。また、熟練した読み手であれば、普通の音読の速さに十分ついていく速さで点字を読むことができますし、講義を聞きながら、メモを取る速さにも問題がありません。このように、点字は盲人にとっては最も効率のよい文字だと言えます。

しかし、点字の問題点は、触ったところだけしか分からないというところにあります。そのため、本をざっと読んで大事そうな所だけを拾うことはできません。また、多くの資料の

中から必要な部分を選び出すにも時間がかかります。図版やグラフ、表などを読むときも、一目瞭然に全体像を把握することができませんので、手を動かしながら指先で順に触っていき、その指先の動きを頭の中でつなぎ合わせて全体像を構築するという作業をしなければなりません。この作業には集中力が必要で、時間もかかります。

点字は表音文字であり、かなだけで書かれた文字と同じです。そこで、文節毎の分かち書きをしたり、長い名詞などには「ますあけ」を入れて、意味をとりやすくする工夫をしています。点字に漢字はありませんので(点漢字というものが考案されていますが一般的には使われていません)かなで書かれた文章にどのような漢字が使われているかは文脈から判断するしかありません。日本語には多くの同音異義語がありますが、日常的に漢字を見たり書いたりすることができない人が、同じ音で表される言葉の文字の違いや意味の違いを理解することはかなり大変なことなのです。日常よく使われている熟語はともかく、聞き慣れない言葉は音だけでは意味がとりにくいのです。しかも漢字を見れば意味が分かるという場合には、点字を使う人だけが意味が分からないことがあります。このような場合は、どのような漢字が使われているか補足説明が必要です。

点字で数式も楽譜も書き表すことができることは先に述べましたが、普通の文字と違って点字では、それが数式であるか楽譜であるか、見た目だけでは分かりません。日本語も英語も数式も楽譜も、どれも6点の組み合わせによる点字でできており、日本語のアと英語のa、数字の1はどれも同じ文字で、その文字に前置する符号だけで区別されています。また、普通文字で書かれた数式や楽譜は上下にも広がりを持っていますが、点字では横一列に並んだ文字列になってしまいます。例えば、分数は普通の文字では上下に段に書かれますが、点字では、(分子)(分数線)(分母)の順に横一列に書きます。点字で書かれたものを読むときはこの順に読んで、頭の中で上下二段の分数として把握するわけです。したがって、複雑な式になるほど、そのイメージを構築するために時間がかかります。

このように、点字は、単なる読み書きの速さだけなら普通の文字に比べて大きく差がつくことはないのですが、文章中の漢字を判断しながら読まなければならない場合や、資料の中から必要な箇所を探す場合、数式や楽譜のように一列に書かれた文字や符号を読みながら面としてのひろがりのイメージを頭の中に構築しなければならない場合などには時間がかかるものなのです。

2. 勉学

1) オリエンテーション

(1) 入学前の準備

オリエンテーションでは、講義要録や各種の案内等が配られますが、これらについては入学以前であってもできるだけ早い段階で視覚障害のある学生に渡す必要があります。そうす

ることで事前に部分的に点字にしたり，録音したりすることができます。

(2) テキスト・ファイルの準備

オリエンテーションで必要な資料等は，テキストファイルとしてフロッピーに入れていただくことができれば，コンピューターを使える学生にとってはたいへん便利に使えます。ただし，図表をコンピューターを使って読みこなすことは難しい面もあります。

(3) アシスタントの準備

講義要録などを点字にすることは膨大な時間と労力が必要になります。したがって学内にいる一人や二人の学生のために準備するのは難しい場合があります。大学によってはチューター制度などを利用して，視覚障害のある学生に朗読サービスをしたり履修の仕方の説明を上級生や大学院生にさせているところもあります。また，職員が履修登録の時に手助けしている場合もあります。

(4) 学内の移動

学内の建物の位置や教室の配置，トイレの場所は入学以前にある程度覚えておかなければなりません。大学側である程度時間を作り，さしあたって1年生が必要な部分について，独力で移動できるように説明をしている場合もあります。また，上級生に視覚に障害のある学生がいたり，点訳サークル等があれば，一緒に歩きながら説明をしてくれることもあります。

(5) 他の学生への紹介

視覚障害のある学生は他の学生のサポートを受ける必要が出てくる場合が多くあります。したがって，入学当初のオリエンテーションの期間に，少なくとも同じ学部学科の学生に対しては紹介しておくこと，それ以後の関係が作りやすいこともあります。ただ視覚障害のある学生自身がそのことを望まない場合もあります。また，紹介の仕方によっては特別視され他の学生の中に入っていけなくなることもあります。紹介の仕方については学生本人と十分に打ち合わせた上で行わなければなりません。

(6) 履修登録

視覚障害のある学生はテキストを事前に点字にしたり録音したりする必要があるため，どの授業を履修するかについては早い段階で決めなければなりません。授業によっては年度当初に抽選をしたりする場合がありますが，その時期まで待っているとテキストの準備ができないことがありますので，優先的に履修の登録ができるように配慮することが必要です。

2) 講義

視覚障害のある学生が講義に参加している場合，そのことで授業の内容や方法を大幅に変更する必要はありません。しかし，いくつかの点をご留意いただく必要があります。

(1) 録音

視覚に障害のある学生はノートテークに時間がかかることもあり，講義を録音しておいて，

復習のために利用することがあります。したがって、申し出がある場合には、講義の録音を認めて下さい。

(2) 板書

板書については、可能な限りその内容を口頭で読み上げて下さい。ただし、講義で話されている内容を補う意味で板書している場合には、改めて読み上げる必要はありません。無言で板書をしている時間が長く続くと、重要なことが書かれているのではないかということによって不安になりますので、そのような時はなるべく書いた内容が視覚障害のある学生にも伝わるようにして下さい。

授業担当によっては、板書する内容やキーワードを事前に視覚障害のある学生に渡しておいて、授業中に支障が出ないようにしている場合もあります。特に理数系の場合、数式など読み上げられたものを、聞きながら書き取るのは難しいのでこのような方法は有効です。また日本語以外の言葉の場合、発音されただけではスペリング等わからない場合がありますので読み上げる時には気をつける必要があります。

(3) 指示語

板書を指し示しながら、「これ」「あの」等、指示語を使うと板書を見ることができない学生にとっては講義の内容がたいへんわかりにくくなります。指示語は具体的な言葉に置き換えるようにして下さい。

(4) テキスト

大学で使う専門的な内容のテキスト類は一部の分野を除いてほとんどの場合、点訳や音訳(朗読者がテキストを読んで録音すること)がされていません。そのため、講義に間に合うように視覚に障害のある学生が読める形で準備する必要があります。

準備の方法としては、点訳・音訳・電子テキストでの供給等が考えられます。点訳や音訳はボランティアに依頼することが多く、1冊の本を準備するには1ヵ月以上はかかります。また、こみあっている場合には、必要なところから順番に用意することになります。電子テキストの場合は、著者や出版社等との交渉に時間がかかったり、交渉が成立しないこともあります。したがって、いずれにしても講義がスタートするよりもできるだけ早い段階で使用するテキストを視覚障害のある学生にお知らせ下さい。

最近では、OCRの技術が進歩し、スキャナを使って資料をテキストファイルに変換することが容易になってきました。しかし、完璧に変換できる訳ではないので、十分な校正時間が必要となります。

(5) プリント

個別の講義のために用意されるプリント類は、早い段階での準備が難しいことが多いようです。しかし、分量にもよりますが、可能な限り実際に講義で使用するよりも前に点訳や音訳できるように準備して下さい。最近では、電子メールを利用している学生も多いので、図

表を含まない文章だけであれば、メールで送るということも可能です。

(6) 提出物

講義の中で、学生に意見やコメントを書かせる場合があります。点字で提出しても講義担当者が読めない場合には、講義終了後に提出することを認めなければなりません。ただし余裕がある場合には、他の学生の手を借りて時間内に提出したり、担当者が用意する助手などに書き取らせることもできます。

3) ゼミ

ゼミ学習では、お互いにレジユメを作り、発表したり意見を述べあったりすることが多くなります。視覚に障害のある学生がゼミに参加するためには次のようなことが考えられます。

視覚障害のある学生が発表する場合、レジユメ等はたいていコンピュータを利用するなどして、他の学生が読める形で準備することができます。もし、コンピュータが使えない場合は、事前に他の学生やボランティアの手を借りて準備をすることになります。

逆に、他の学生が発表し、視覚障害のある学生がその発表に主体的に関わっていくためにはレジユメを当日渡されたのでは読むことができません。講義の項でも述べたように事前にレジユメを渡せるようにすることが望ましいわけですが、現実には教員よりもギリギリで作業をしていることが予想されます。しかし、ゼミ全体でなるべく早めに準備することを申しあわせすることで、視覚障害のある学生も参加しやすいようなゼミにしていくことを心がける必要があります。

また、ゼミで使用する資料やテキスト等もできるだけ早く決められるように他の学生への働きかけが必要となります。

4) 図版・グラフ・表

図版やグラフ、表などは本来視覚的なもので、視覚に障害のある学生にとっては決して読みやすいものではありません。そこで、以下に示すようないくつかの配慮をお願いします。

(1) 黒板やOHPで示す図は、あらかじめ本人に与えて下さい

黒板やOHPは、盲学生はもちろん、弱視学生にもほとんど見えません。弱視学生の中には黒板の文字を遠用レンズ(望遠鏡の一種)を用いて読むことができる人もいますが、図版やグラフ・表の場合はレンズを拡大することで、逆に全体像の把握が難しくなってしまいます。そこで、授業中に用いる図版、グラフ、表などは紙にコピーした形で事前に本人に渡していただければ、手元の図版などを見ながら授業についていくことができます。盲学生の場合も事前に図版などを渡していただくことで、それを点訳したり凸図にするなどの準備をして授業に望むことができます。凸図を作る方法はいろいろありますが、一般的に用いられる方法は次の二つです。

(ア) 立体コピー：熱によってはじける発泡剤のマイクロカプセルが表面に塗布された特殊な紙(カプセルペーパー)を用います。この紙に図版などをコピーするか、黒いインキ(カーボンの入ったもの)で直接描きます。それを専用のランプの下を通すと、黒い部分が光を吸収して発泡し、その部分が浮き出した凸図ができます。

(イ) 表面作図器：ゴム製の下敷きの上にセロハン紙を載せ、表面にボールペンで図を描きます。ボールペンによってセロハン紙にできる「ひっかき傷」で図を表すものです。複雑な図版には適しませんが、その場で簡単に図を描いて説明するのに適しています。アルファベットや数字も大きめに書けば分かります。本人がグラフや図版を描く場合にも、この器具を用います。専用の用紙はレーザーライター用紙として市販されていて、普通のセロハン紙のほか、少し厚みのある半透明のビニールシートや、ビニールに和紙で裏打ちしたものなどがあります。

(2) 順序立った具体的な説明が効果的です

多数の図版などを使う場合には番号をつけ、どの図版を見ているかが分かるようにして下さい。また、文字が入っていない図では、どちらかが上方向なのかが分かるように、例えば、図なら何をどの向きから見たものか、グラフや表なら、横方向(X軸方向)に何を表し、縦方向(Y軸方向)に何を表したもののなのかを説明するか、本人が理解するのを待っていただけると助かります。これらは、目が見えていれば自ずから分かることですが、視覚に障害のある学生にとっては最も理解しにくいところなのです。授業をなさる先生にとっては、余分な時間をとられるとお思いかもしれませんが、ほんの十数秒のことですし、このことがあるかないかで、その後の理解が全く変わってしまうことをご理解頂きたいと思います。また、事前に図版などを本人に渡して頂ければ、予習してくることで、時間はさらに短縮できます。

5) 視聴覚機器

近年、OHPやビデオ等、視聴覚機器を利用した授業も多くなってきています。視覚に障害のある学生がこのような授業に参加する場合には、その内容を理解できるようにするため、いくつかの方法が考えられます。

(1) OHP

OHPを利用する場合には、事前にOHPの内容を点訳するか電子テキストにして学生に渡し、おくと授業の中でOHPに映し出されている内容と同じものを確認することができます。図やグラフなど一部点訳が難しいものもありますが、全く何もないよりは格段に理解度があがります。また、授業での疎外感もなくなります。この時、気をつけなければならないのは「講義」の項でも述べたように指示語を避けて具体的な言葉で説明をするということです。

(2) ビデオ

ビデオを利用する場合は、字幕を読んだり、情景を説明するために、アシスタントをつけることが望ましいと思われます。同じ授業に参加している学生に余裕があれば、その学生達にその役割を担ってもらうことも可能ではないかと思われます。そのことで、お互いに友人関係が広がったり、理解をし合えるという副産物も得られます。しかし、授業に参加している他の学生もそのビデオを見ることで精一杯であると考えられる場合には彼らの学習の妨げになりますので、別の形でのサポートが必要になります。

(3) LL教室

語学などでLL教室を使う場合は、設置されている機器にもよりますが、一度操作の説明をすることで使いこなすことができるようになります。場合によっては、スイッチやボタンの役割をわかるように点字シールを貼ることもできます。

6) テスト・レポート

大学での学業に対する評価は、テストやレポートによって大きく左右します。したがって視覚に障害のある学生がテストやレポートをどのように受けたり提出していくかは重要な問題になります。

テストについては、原則は他の学生と同じように、試験場に行き、点字や拡大文字で作成された問題に解答するという方式が望ましいですが、状況によってはそのようなことが難しいこともありますので、いくつかの例を挙げます。

視覚障害のある学生も点字を使用する場合や拡大文字を使用する場合、またどちらにしても不慣れな場合もありますので、それぞれのケースごとに学生と大学側との打ち合わせが必要になります。また、テストの時間は大学入試の実際では点字受験の場合1.5倍、弱視の受験の場合には1.3倍の時間を与えていますが、入学後の試験でもそのような措置をしている大学もあります。

時間延長や点字・口頭での受験、コンピュータを使つての解答等のために、別室を用意することも多くあります。

(1) 出題

- ・点字または拡大文字
- ・口頭で読み上げ視覚に障害のある学生が書き取る
- ・1問1問口頭で読み上げ解答させる
- ・カセットテープなどに録音する

(2) 解答

- ・点字で解答し、点字で提出させる
- ・点字で解答し、筆記者に読み上げ、筆記者が書き取る
- ・コンピュータを使い、普通文字で解答を作成し、プリントアウトするかフロッピーディ

スクに保存して提出する。

- ・口頭で解答を述べる

拡大文字で問題を作成する場合は、可能であればコンピュータを利用して、学生のニーズに合ったフォントのサイズや種類を使った問題を作成することが望ましいのですが、それが無理な場合は拡大コピーを利用することで、ある程度は対応できます。

点字の問題作成については、学内で作成が無理な場合は、専門的な点訳ができるボランティア・グループに依頼したり、点字図書館等に依頼することもできます。また、全国高等学校長協会入試点訳事業部を利用することもできます。いずれにせよ費用と点訳のための時間が必要となりますので、早い段階での打ち合わせが必要です。

また、理数系の科目や倫理学・言語学、その他、通常の点字体系では表すことが難しい分野については、テストまでに学習に利用してきたテキストやプリント類を点訳した人がテストを点訳しないと、学生が解答できないこともありますので、ご注意下さい。

同じテストを受けるということは、公平さを維持するためには重要ですが、何を学んだかという内容を重視する場合には、授業担当者との話し合いで、口頭試問やレポートに置き換えているケースも見られます。しかし、レポートに置き換えたために、テストを受けるよりも資料調べなどに時間を費やしたり、新たな点訳や音訳をボランティアなどに依頼しなければならないなどの状況を生むこともありますので、学生本人と十分相談する必要があります。

レポートについては、近年視覚に障害のある学生がコンピュータを利用するためのソフトやハードが発達してきたこともあり、独力で漢字仮名まじり文を書けるようになってきました。ただし、点字使用の学生の場合、高校段階までの教育で漢字を実際には使用せずに、点字で読み書きをしてきています。このようなわけで、単なる漢字変換のミスに加えて、漢字への不慣れによる文字の間違いもありますので、配慮が必要になります。

入学当初、コンピュータをまだ使いこなしていない場合には、友人やボランティアの手助けが必要になることもあります。この場合、とりあえず点字でのレポートを認め、締め切り後に通常の漢字仮名混じり文での提出を受け付けるということも考えられます。ただし、大学側で点字のレポートを授業担当者に読めるような形の普通文字に変換できる場合にはその限りではありません。

7) 実験・フィールドワーク・ラボ

実験やフィールドワークなどには、もともと視覚的な作業が多く、視覚に障害のある学生には問題が多いものです。しかし、歴史学、文化人類学などフィールドワークが必要な分野や、物理学、化学、心理学など実験が不可欠な分野にも、弱視学生はもとより盲学生も進学し、大学の先生方や友人の協力のもとに勉学しています。また、盲学校もアフターケアとして大学に協力してきました。それらの実績をもとに、視覚に障害のある学生が実験やフィー

ルドワークに主体的に参加するための配慮事項を，こうした学生が科学や物理学の実験を行う場合を中心にして以下に示します。

(1) 本質をふまえた柔軟な対応を

大学で用意されている実験やフィールドワークの内容は視覚に障害がないことを前提としていますので，そのままでは視覚に障害のある学生には不可能なものが多いのが実情です。しかし，不可能に見えるものでも，個々の内容を具体的に見ていけば，不可能な作業より可能な作業のほうがずっと多く，視覚障害であるためにできない部分は限られていることが分かります。また，実験方法を修正したり実験器具を工夫することで，目的が達成できるものも少なくありません。

視覚に障害のある学生が，一般の学生と同じ方法でできる場合は問題ないわけですが，なんらかの変更が必要になるとき，授業をなさる先生方が「方法を全く変えてはならない」とお考えになるか，「本質が押さえてあれば内容や方法に多少の変更があっても良い」とお考えになるかで，視覚に障害のある学生にとって，その実験が「できる」か「できない」かは違ってきます。また，どんなに方法を工夫しても，現時点では不可能な実験もいくつかあるのは事実ですから，そのことをどこまで認めていただけるか，何をもって「等価値な」実験やフィールドワークができたと考えられるか(単位を与えることができるか)が最も大きな課題です。こうした学生の立場からは，柔軟なカリキュラムが望ましいことは言うまでもないことです。

(2) 感覚の活用

視覚に障害のある学生は，日頃から視覚以外の感覚を活用しています。たとえば，コップにジュースを注ぐとき，グラスを持った手が感じる重さと冷たさでジュースの量を知ります。科学実験の場合も，ガスバーナーを使うときは音をたよりに炎の調節をしますし，手で確認しながら実験装置の組み立てを行います。このように感覚を活用することで多くの実験操作が可能になります。このような感覚の使い方はまわりの人には分かっていないことが多いので，実験操作ができるかどうかを考えるとときには，必ず本人の意見を聞いてみるようにしてください。

(3) 便利な器具を利用する

視覚に障害のある学生も，基本的には一般の学生が用いる実験器具と同じ器具で実験を行います。それに加えて，視覚の障害を補うために用いる実験器具のいくつかを次にあげます。

・ 感光器

視覚の代替として光の存在や光の変化を知るために1960年頃に開発された盲人用実験器具で，長さ12cmほどの大きさのものが市販されています。この器具の中には，光によって抵抗値などが変わる半導体などを使ったセンサー(受光部)と，音源，スピーカーなどが組み込まれた電気回路があり，光の強さに応じて音の高さが変化するように作られています。光に

関する実験のほか、科学実験で色の変化をとらえたり、沈殿(濁り)の生成を知るために用います。

- ・ デジタル計器のパソコンによる音声化

電子天秤などデジタル計器をパソコンで音声化することが容易になり、精密な測定ができるようになりました。また、器具とともに持ち歩きが容易なように、パソコンのほうも目的を限定したポケットサイズのもので開発されています。

- ・ X - Yレコーダー

これは通常の実験器具ですが、オシロスコープなどの画面を知るために使います。X - Yレコーダーで画面を記録し、できたグラフを立体コピーで凸図にして観察します。

(4) 基本操作の習得

これまでに述べたことは、高等学校段階(盲学校高等部)で十分に実験をしてきた学生を想定しています。視覚に障害のある学生の場合は一般の学生の場合以上に高校での実験の積み上げによる基本操作の習得ができていくかどうか重要な要素になります。

(5) 本番前に、場所と器具を知る機会を作る

視覚に障害のある学生は、新しい環境を知るために時間がかかります。したがって実際に実験を行う前に実験室の位置や構造を理解し、実験機の配列、棚にある物品の確認などをする時間が必要です。また、初めて使う実験器具なども事前にひととおり触ってみる必要があります。

(6) 広い机

視覚に障害のある学生は一般の実験器具のほかに、特別な器具が必要になることもあるので、一般の学生よりも広い机が必要になります。また、できれば実験室の隅のほうの実験机を使わせるほうがよいようです。

(7) 共同実験者

基礎実験の段階では、数人のグループによる実験か二人一組での実験が多いので、共同実験者との人間関係が大切な要素となります。始めから視覚に障害のある学生のことを理解している学生はほとんどいないと思われませんが、次第に良い協力関係を育てていくことができるよう、毎回グループ編成が変わるよりも、しばらくの間は同じ共同実験者が続くほうが良いと思われれます。

(8) T Aの必要性

視覚に障害のある学生の実験の援助と安全確保のためにT Aはどうしても必要です。T Aは実験操作を熟知した上で、できるだけこうした学生の自主性を尊重した援助をすることが必要で、学生自身ができることをT Aがやってしまうようにしなければなりません。(5)で述べた実験場所や器具のオリエンテーションは、多くの場合T Aの任務とされています。

8) 体育実技

大学によっては体育実技を必修にしていない場合もありますが、視覚に障害のある学生が履修する場合には、本人と十分に相談した上で、設備やスタッフを検討しながら、内容や種目を決めることとなります。学生の障害の程度によっては、激しい運動ができなかったり、他の障害を合わせ持っている場合もありますので、授業前には十分な検討がなされなければなりません。

盲学校の体育の授業では、次のような種目が行われています。

フロアバレーボール

盲人卓球

グラウンド・ソフトボール

ゴールボール

陸上競技

水泳

マット、トランポリン

縄跳び

ウエイト・トレーニング

以上の種目の内、球技では、盲人卓球を専用の卓球台を購入して行っている大学があります。他の球技種目はゲームを行うには大人数が必要なため、あまり取り上げられていません。しかし、一般の晴眼者の学生を含めた形で、フロアバレーボールを授業に取り入れている大学もあります。一般に行われている球技は視覚に障害のある学生には参加が難しいことが多いようです。

視覚に障害があっても、他の学生に混じりながら、水泳やゴルフ、ダンスなどの授業に参加していることもあります。メトロノームの音を頼りにアーチェリーを行った例もあります。また、けがをして一時的に一般のクラスに参加できなかったり、他の身体障害のある学生達と一緒にエアロビクスやウエイト・トレーニング等をしているケースもあります。

9) 情報収集

視覚障害は情報障害と言われることもあります。そのくらい一般には目が見えていることで得られる情報が多いということになります。視覚に障害のある学生が得られない情報をどのようにカバーしていくかについては次のようなことが考えられます。

(1) 掲示板

大学では休講の連絡や各種の締め切りの伝達のために掲示板が利用されることがよくあります。大学生活にも慣れ、友人も増えてくると、掲示板から得られる情報は友人に読んでもらえるようになっていきます。しかし、入学直後や友人と一緒にない時には職員の方に読

んでいただくこととなります。したがって、視覚に障害のある学生が訪ねていった時に、必要な情報を伝えていただける担当者がいることで、いつでも安心して情報を確認することができます。

掲示板を読む代わりに、電子メールで視覚に障害のある学生に必要な情報を伝達したり、電話で伝えるということをしている大学もあります。また、インターネットの普及により、とくに視覚に障害のある学生のためだけではなく、ホームページを有効に利用している場合もあります。履修登録の前に講義の概要等をホームページで読んで、どの講義にするか決めている学生もいます。ただし、ホームページは作り方によっては視覚に障害のある学生が音声ソフト等を使って読むには困難な場合もありますので、読みやすい形での提供が必要とされます。

(2) 検索のトレーニング

図書館等で本や論文を探す場合、視覚に障害のある学生は他人に力を借りることが多くなります。そのような時に、視覚に障害のある学生が主体的に検索をするためには、検索のためのテクニックを十分に知っておく必要があります。最近是一般の学生に対しても検索のためのトレーニングをしている大学もありますが、視覚に障害のある学生にとってこのようなトレーニングは重要なことです。

(3) OCRの利用

講義で必要なテキストは点訳や音訳をすることもできますが、それには膨大な時間と人手が必要になります。少々読みずらくても、ある程度内容をつかんだり、概略を知るためにはOCRが利用できます。視覚に障害のある学生が独力で利用できるものもありますが、チューターやボランティアに依頼し、OCRを使って論文などをテキストファイルにし、校正してもらうことで短時間で資料を作りあげする方法もあります。国立大学ではそのためのアルバイト費用を用意しているところも多くあります。

(4) インターネット

OCRの技術を使わなくても、すでに電子化された情報を得るために、インターネットを効果的に使うことで多くの情報を入手できます。最近では、視覚に障害のある人がインターネットを使える環境を用意している大学が増えてきており、大学生活に大きな助けとなっています。

10) 図書館

図書館は視覚に障害のある学生にとってたいへん近づきにくい場所です。それは点字の書籍がほとんどないことと、検索等を自分ですることができないということもあります。しかし、大学生活の中で図書館を有効に使えるかどうかということは、学業面では大きく影響してきます。視覚に障害のある学生が図書館を十分に使えるようにするには、次のようなこと

が考えられます。

(1) 対面朗読室

視覚に障害のある学生が図書館で本を読む場合、他の学生やボランティア等に声に出して読み上げてもらうことがよくあります。そのような場合、他の利用者には迷惑がかかります。そこで、多くの大学では、図書館の中、あるいは、校舎の中に対面朗読室を設けています。

視覚に障害のある学生は、その部屋に本を持ち込み、対面朗読を受けながら録音したり、メモを取ったりすることになります。この部屋には視覚に障害のある学生が操作できるコンピュータ・システム、インターネットへの接続ポート、録音のための装置が設置されているとより便利に学習することができます。最近では、視覚に障害のある学生本人用とサポートをする晴眼者のためのコンピュータを備えている大学も増えてきています。

(2) 検索のアシスタント

視覚に障害のある学生が図書館で検索をする場合、弱視者に対しては端末に表示される文字を拡大して表示する必要があります。また、画面を確認できるほどの視力がない学生は音声等で情報を得ることになります。そのようなシステムが整っていれば問題はありませんが、そうでない場合は検索の時に手助けが必要になります。

視覚に障害のある学生は膨大なデータの中からコンピュータから発声される合成音声や拡大文字で必要な箇所を見つけ出すのには晴眼者の何倍もの時間がかかりますので、コンピュータ等の条件が整っていたとしても手助けが必要となります。

手助けをする人としては、同じクラスの学生や大学院生のチューター、図書館の職員、友人やボランティア等が考えられます。いずれにしても、使いたい時にいつでも、図書館を存分に使えるような体制作りが必要です。

引用文献：全国高等学校長協会特殊教育部会全国盲学校長会大学進学対策特別委員会編
シリーズ 視覚障害者の大学進学2 大学生生活 2000.

資料4 障害のある学生の支援懇談会の学長裁定

製本版をご覧ください。

資料5 視覚障害のある学生の支援のための授業アンケート集計結果

製本版をご覧ください。

製本版をご覧ください。

製本版をご覧ください。

製本版をご覧ください。

資料6 女子学生寮の寮務委員会作成の寮生向けのマニュアル

製本版をご覧ください。

製本版をご覧ください。

製本版をご覧ください。

製本版をご覧ください。

謝辞（調査協力者一覧）

下記の方々には調査にあたって、インタビュー、資料収集などで多大なご支援とご協力をいただきました。ここに記して謝意を表します。（敬称略、五十音順）

視覚障害のある学生さん

- 井ノ畑タツエ（福岡教育大学 保健管理センター 保健婦）
- 上鶴敏恵（福岡教育大学 障害児教育講座 事務補佐員）
- 河村あゆみ（上智大学大学院 言語学専攻言語障害研究コース）
- 酒井 強（福岡教育大学 学生センター 教務課 課長補佐）
- 昇地勝人（福岡教育大学 障害児教育講座 教授）
- 白石裕美（福岡教育大学 障害児教育教員養成課程 平成 10 年度入学）
- 津留啓子（福岡教育大学 障害児教育教員養成課程 平成 10 年度入学）
- 中村義秋（福岡教育大学 施設課 課長補佐）
- 中山 健（福岡教育大学 附属障害児治療教育センター 助教授）
- 花屋浩幸（福岡教育大学 総務課 専門職員）
- 松田綾香（福岡教育大学 障害児教育教員養成課程 平成 10 年度入学）
- 吉田由布子（福岡教育大学 音楽教育講座 教授）

その他、多くの方々にご協力いただきました。ありがとうございました。

おわりに

今回の研究を通して、福岡教育大学における「障害のある学生への支援」に関して様々な課題が浮かび上がってきた。同時に、世界及び日本における障害者施策、特に「障害者の完全な社会参加」を目指した取り組みに関しても、多くの課題を明らかにすることができたと感じている。研究に着手して資料収集・まとめ等の過程の中で、「福岡教育大学においてこんな取り組みがあったのか」、「こんな法律があったのか」、「この国ではここまで取り組んでいるのか」等々と驚きの連続であった。私自身は障害児教育に関わって約30年であり、ある程度の知識はあるといういささかの自負があったが、今回の研究を通して改めて自らの不勉強を痛感した。今回の研究から多くのことを学ぶことができた。一緒に研究に取り組んだ仲間も同様に感じていると思う。これを契機により一層研鑽に励むと同時に、「障害者の完全な社会参加」を目指して、また、福岡教育大学が「障害のある学生に必要なかつ十分な支援のできる大学」であることを目指して努力していくことを心に念じている。本報告書が「障害者の完全な社会参加を目指した取り組み」について、ささやかであれ一助となれば幸いである。多くの方々のご指導ご鞭撻をお願い申しあげる次第である。

最後になったが、研究を進める中でたくさんの方々に暖かいご支援をいただいた。多くの方々のご支援なしには、本報告書の完成はあり得なかったと思っている。ここに記して感謝の意を表す。ありがとうございました。

平成14年3月

福岡教育大学 木船 憲幸